

# 身延町

選挙における

投票区再編計画(投票区の見直し)・

改善計画(投票環境の向上に関する新たな方策)

(案)



令和6年3月

身延町選挙管理委員会

# 目次

I.	はじめに.....	- 1 -
II.	選挙における投票区の現状.....	- 2 -
1.	投票区（所）の推移.....	- 2 -
2.	県内他自治体との比較.....	- 3 -
3.	人口類似団体（R2 国勢調査）との比較.....	- 4 -
4.	面積類似団体（R2 国勢調査）との比較.....	- 4 -
5.	人口密度類似団体（R2 国勢調査）との比較.....	- 5 -
6.	現状まとめ.....	- 6 -
III.	選挙における投票区の課題.....	- 7 -
1.	有権者数の減少.....	- 7 -
2.	期日前投票者数の増加（当日投票者数の減少）.....	- 9 -
3.	地区負担の増加（投票管理者・立会人のなり手不足）.....	- 10 -
4.	投票環境（投票所の施設環境等）の未整備.....	- 11 -
5.	全国的な選挙当日投票所数の減少傾向.....	- 13 -
6.	選挙委託費（国・県）の減少 ※選挙執行にかかる収入.....	- 12 -
7.	選挙執行経費の増加 ※選挙執行にかかる支出.....	- 13 -
IV.	投票区再編の目的.....	- 14 -
V.	投票区再編 方針（ポリシー）.....	- 15 -
VI.	実施時期.....	- 15 -
VII.	投票区再編計画（投票区の見直し）.....	- 16 -
VIII.	投票区再編により期待される効果.....	- 20 -
1.	選挙執行経費の削減.....	- 20 -
2.	選挙事務の効率化.....	- 20 -
3.	地区負担の軽減.....	- 20 -
4.	投票環境の向上.....	- 21 -
5.	新たな改善の導入.....	- 21 -
IX.	改善計画（投票環境の向上に関する新たな方策）.....	- 22 -
1.	投票環境の向上に関する新たな方策.....	- 22 -
2.	【改善1】移動期日前投票所の開設.....	- 23 -
3.	【改善2】共通投票所の開設.....	- 25 -
4.	【改善3】デマンド型交通支援（みのぶ乗合タクシー）の利用.....	- 26 -
5.	全国の投票環境の向上に関する方策の導入状況.....	- 30 -
X.	投票環境の向上に関する新たな方策（改善計画）により期待される効果.....	- 31 -
XI.	身延町の選挙における投票区再編計画等説明会.....	- 34 -

1. 説明会結果.....	- 34 -
2. 本計画・説明会等に関する電話等でのお問い合わせ .....	- 34 -
3. 経過.....	- 34 -
4. 対象者 .....	- 34 -
5. 開催日程・参加人数・質疑等件数.....	- 35 -
6. 説明会での質疑.....	- 35 -
7. 説明会での意見.....	- 35 -
8. 説明会での町議員からの意見 .....	- 35 -
9. 「投票区再編計画等説明会」質問・意見集.....	- 36 -
XII. 再編・改善計画のアップデート（改善） .....	- 50 -
XIII. 選挙情報の広報および選挙データ等の公表について .....	- 51 -
XIV. おわりに .....	- 52 -

## 1. はじめに

我が国では、国民ひとりひとりの意見を、政治に生かす代表者を「選挙」によって選び、その代表者が国会や議会で議論し、政治の方向性や制度を決めていくという「間接民主制」という方法をとっており、それにより国民ひとりひとりが、選挙を通して政治に参加していることとなります。「選挙は民主主義の根幹である」と言われている所以は、選挙権は国民が持つ最も基本的な権利のひとつであり、選挙（投票）が最も重要な政治参加の機会であるからです。民主主義の理念を制度的に表現したものが「選挙」であり「投票」であると言えます。

そのため「投票環境における制約から有権者に有効な投票機会を提供できていない側面があるのであれば、少なくともそのような制約についてはできるだけ解消し、改善し、有権者一人一人に着目した更なる投票機会の創出や利便性の向上に努めていくべきである。」

（総務省「投票環境の向上方策等に関する研究会 2016」）とあるように、その国民ひとりひとりの政治参加をさらに進めるには、有権者のみなさんが投票に行きやすい環境を整えることが求められており、それは選挙管理委員会の重要な業務のひとつであり、最も優先すべき事項であると考えています。

他方、身延町においては、合併当時（平成 16 年 9 月）45 箇所あった選挙の投票区を、平成 19 年 3 月、身延町行政改革大綱（集中改革プラン）に基づき 21 箇所の投票区に統合して以降、令和 3 年 5 月、峡南高校閉校に伴い 20 投票区に再編したほか、計画的な投票区の見直しは行っておらず、投票区や投票所の運営に関する様々な課題も顕在化しています。

人口減少に伴う有権者数の減少や投票管理者・立会人のなり手不足などの課題や地域の実情を踏まえつつ、身延町の将来を見据えた投票区の見直し、運営コストの削減、選挙事務の効率化について、抜本的に見直す時期を迎えており、改善の検討を進めていく必要があります。

## II. 選挙における投票区の現状

### 1. 投票区（所）の推移

平成16年9月の合併以後の投票区の変遷は、以下のとおりです。

表1 - 合併後の投票区の変遷

H16合併 (H16.10.24 町長選挙から)			H19再編 (H19.4.8 県議会議員選挙から)		R3再編(峡南高校廃校) (R3.10.21 町議会議員選挙から)	
H16.9.13 3町合併 旧下部町(第1～第13投票区)・旧中富町(第14～第30投票区)・旧身延町(第31～第45投票区)			H19.3.29 身延町公職選挙管理執行規程改正【身延町行政改革大綱(集中改革プラン)に基づく再編】		R3.5.28 身延町公職選挙管理執行規程改正【県立峡南高等学校閉校に伴う再編】	
投票区	行政 区	投 票 所	投票区	投 票 所	投票区	投 票 所
第1	清沢、大炊平、岩欠、杉山、市之瀬、常葉	身延開発センター	第1	身延町開発センター⇒下部地区公民館(H24.9.30町長・町議補選)	第1	身延町開発センター⇒下部地区公民館(H24.9.30町長・町議補選)
第2	北川、長塩、丸畑	長塩集会所				
●第12	一色、和平	一色ホテル会館				
第3	上之平、波高島	波高島集会所	第2	湯之奥金山博物館	第2	湯之奥金山博物館
第4	大子、下部、常葉(下部荘)、湯之奥	下部温泉会館				
第5	古間、釜額、中之倉、瀬戸	下部地区公民館古間分館	第3	下部地区公民館古間分館	第3	下部地区公民館古間分館
●第6	根子、折門、八坂	根子公民館	●第4	根子公民館	●第4	根子公民館
●第7	大磯小磯	大磯小磯公民館	●第5	大磯小磯公民館	●第5	大磯小磯公民館
第8	大草、穂田、熊沢、車田、切房木	久那土中学校体育館	第6	久那土中学校体育館⇒久那土保育所(R1.7.21参院選)	第6	久那土保育所⇒働く婦人の家(久那土出張所)(R5.1.29知事選)
第10	道、水船、芝草(芝草は変更後第5投票区へ)	道区会場				
第9	日向塩貝、開持、大道、割子、奥杯、大石、登組、店向	峡南高等学校文化創造館	第8	峡南高等学校文化創造館		
●第13	上田原	上田原公民館	●第7	久保公民館	●第7	久保公民館
●第11	久保、大山、嶺、山家	久保公民館				
第14	西嶋	中富地区公民館西嶋分館	第9	中富地区公民館西嶋分館	第8	中富地区公民館西嶋分館
第15	大塩	中富地区公民館大須成分館	●第10	中富地区公民館大須成分館	●第9	中富地区公民館大須成分館
●第16	平須	平須公民館				
●第17	久成	久成集会施設				
第18	手打沢	手打沢集会施設	第11	中富総合会館	第10	中富総合会館
第19	日向南沢、寺沢	寺沢・日向南沢集落センター				
第20	切石	中富地区公民館静川分館				
第21	夜子沢	夜子沢集会施設				
第29	下田原	下田原コミュニティーセンター				
●第22	矢細工	矢細工公民館	●第12	中富地区公民館曙分館	●第11	中富地区公民館曙分館
●第23	福原、梨子	福原公民館				
第24	古長谷、江尻窪、中山	中富地区公民館曙分館				
●第25	選沢	選沢つどいの家	第13	原保育所⇒飯富高齢者介護予防センター(H25.10.27町議選)	第12	原保育所⇒飯富高齢者介護予防センター(H25.10.27町議選)
第26	八日市場	八日市場集会施設				
第27	伊沼	伊沼つどいの家				
第28	飯富	原保育所				
第30	宮木	宮木集会施設	第14	下山小学校体育館⇒身延地区公民館下山分館(H26.12.14参院選)	第13	下山小学校体育館⇒身延地区公民館下山分館(H26.12.14参院選)
第31	仲町、新町、荒町、山額、杉山	新町公民館				
第32	上沢、大庭、本町、竹下、大工町	身延地区公民館下山分館				
●第33	栗倉、小原島	栗倉公民館	第15	橘町公民館	第14	橘町公民館
第34	清住町、東谷、西谷、上町、仲町、橘町、元町等	橘町公民館				
第35	塩沢、梅平一、梅平二、功德会、みのふ荘、ケアハウス(みのふ荘、ケアハウスは変更後第17投票区へ)	梅平二区公民館	第16	梅平二区公民館	第15	梅平二区公民館
第36	波木井一区、二区、三区	身延町総合文化会館	第17	身延町総合文化会館	第16	身延町総合文化会館
第37	大野	大野公民館				
第38	小田船原、雇用促進、門野、大城、相又、横光	身延地区公民館豊岡分館	第18	身延地区公民館豊岡分館	第17	身延地区公民館豊岡分館
●第39	清子	清子ふれあいの家	●第19	清子ふれあいの家	●第18	清子ふれあいの家
第40	八木沢	八木沢公民館	第20	大河内小学校体育館⇒旧身延保健所(H21.8.30衆院選)	第19	旧身延保健所⇒身延地区公民館大河内分館(R3.10.24町長選)
第41	帯金	帯金集会施設				
第45	大袋、塩之沢、椿草里	塩之沢公民館				
第42	大崩、丸滝、角打	身延地区公民館大河内分館				
●第43	和田、穂之上	和田公民館				
●第44	上大島、下大島	下大島公民館	●第21	下大島公民館	●第20	下大島公民館
●印は、繰上投票所						

## 2. 県内他自治体との比較

山梨県内 27 市町村と有権者数や投票所数などの比較を行いました。

表 2 - 山梨県内 27 市町村比較 (令和 5 年 1 月 22 日執行 山梨県知事選挙)

	面積 (km <sup>2</sup> )	選挙人数 (人)	投票所数 (箇所)	一箇所当たりの平均面積 (km <sup>2</sup> )	一箇所当たりの平均選挙人数 (人)	期日前投票所数 (箇所)	備考
甲府市	212.47	153,722	61	3.48	2,520.03	7	(梨大・甲府商)
富士吉田市	121.74	39,985	20	6.09	1,999.25	2	
都留市	161.63	24,730	17	9.51	1,454.71	3	
山梨市	289.80	28,617	38	7.63	753.08	3	
大月市	280.25	19,827	35	8.01	566.49	1	
韭崎市	143.69	24,059	22	6.53	1,093.59	2	
南アルプス市	264.14	58,900	44	6.00	1,338.64	4	(白根高・巨摩高)
北杜市	602.48	39,733	40	15.06	993.33	8	
甲斐市	71.95	62,388	21	3.43	2,970.86	3	
笛吹市	201.92	56,693	29	6.96	1,954.93	7	
上野原市	170.57	19,389	34	5.02	570.26	2	
甲州市	264.11	25,827	16	16.51	1,614.19	13	(移動10)
中央市	31.69	24,313	10	3.17	2,431.30	3	
市川三郷町	75.18	12,879	23	3.27	559.96	3	
早川町	369.96	834	7	52.85	119.14	4	
身延町	301.98	9,466	20	15.10	473.30	3	
南部町	200.87	6,344	12	16.74	528.67	3	
富士川町	112.00	12,309	18	6.22	683.83	2	
昭和町	9.08	16,206	6	1.51	2,701.00	1	
道志村	79.68	1,383	5	15.94	276.60	1	
西桂町	15.22	3,493	1	15.22	3,493.00	1	
忍野村	25.02	7,774	2	12.51	3,887.00	1	
山中湖村	53.05	4,757	4	13.26	1,189.25	1	
鳴沢村	89.58	2,652	2	44.79	1,326.00	1	
富士河口湖町	158.40	21,894	14	11.31	1,563.86	1	
小菅村	52.78	574	3	17.59	191.33	1	
丹波山村	101.30	482	2	50.65	241.00	1	
県内平均	165.21	25,157	18.74	13.87	1,388.69	3.04	
町村平均	117.44	7,218	8.50	19.78	1,231.00	1.71	
峡南 5 町平均	212.00	8,366	16.00	18.84	472.98	3.00	

出展：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調 (令和 5 年 4 月 1 日時点)」

山梨県「山梨県知事選挙 選挙結果調」

### 3. 人口類似団体（R2 国勢調査）との比較

令和2年国勢調査における人口の数値が本町を基準として前後5町と有権者数や投票所数の比較を行いました。

表3－人口類似団体比較表

	都道府県名	町名	人口（人） ※R2国勢調査	面積（km <sup>2</sup> ） ※R2国勢調査	人口密度（1km <sup>2</sup> 当たり）※R2国勢調査	選挙人名簿登録者数（人）※R5.6.1定時登録	投票区数	一箇所当たりの選挙人数（人）	一箇所当たりの面積（km <sup>2</sup> ）
1	沖縄県	金武町	10,806	37.84	285.6	9,028	4	2,257.0	9.46
2	鳥取県	岩見町	10,799	122.32	88.3	9,426	22	428.5	5.56
3	山形県	中山町	10,744	31.15	345.0	9,303	10	930.3	3.12
4	鳥取県	伯耆町	10,696	139.44	76.7	8,894	15	592.9	9.30
5	宮城県	村田町	10,666	78.38	136.1	8,934	13	687.2	6.03
6	長野県	小布施町	10,660	19.12	557.5	9,241	4	2,310.3	4.78
7	兵庫県	神河町	10,616	202.23	52.5	9,171	11	833.7	18.38
8	長野県	木曾町	10,584	476.03	22.2	9,123	17	536.6	28.00
9	埼玉県	ときがわ町	10,540	55.90	188.6	9,273	9	1,030.3	6.21
10	青森県	六戸町	10,447	83.89	124.5	9,108	10	910.8	8.39
		上記10町平均	10,656	124.63	187.7	9,150	12	1,051.8	9.92
	山梨県	身延町	10,663	301.98	35.3	9,376	20	468.8	15.10
	山梨県	県内平均	29,999	165.21	313.8	25,246	19	1,395.0	13.87
	山梨県	町村平均	8,495	117.44	261.8	7,244	9	1,237.7	19.78
	山梨県	峡南5町平均	9,567	212.00	79.3	8,337	16	471.4	18.84

※選挙人名簿登録者数は各町（管轄都道府県）ホームページにおいて公表されている値です。

※投票区数は各町（管轄都道府県）ホームページにおいて公表されている値か、各町へ問い合わせた回答の値です。

※投票区数は令和5年8月現在で確認がとれた投票所数です。

### 4. 面積類似団体（R2 国勢調査）との比較

令和2年国勢調査における面積の数値が本町を基準として前後5町と有権者数や投票所数の比較を行いました。

表4－面積類似団体比較表

	都道府県名	町名	人口（人） ※R2国勢調査	面積（km <sup>2</sup> ） ※R2国勢調査	人口密度（1km <sup>2</sup> 当たり）※R2国勢調査	選挙人名簿登録者数（人）※R5.6.1定時登録	投票区数	一箇所当たりの選挙人数（人）	一箇所当たりの面積（km <sup>2</sup> ）
1	愛媛県	松野町	3,674	98.45	37.3	3,230	10	323.0	9.85
2	北海道	由仁町	4,822	133.74	36.1	4,214	6	702.3	22.29
3	福島県	檜葉町	3,710	103.64	35.8	5,778	2	2,889.0	51.82
4	鹿児島県	瀬戸内町	8,546	239.65	35.7	7,244	23	315.0	10.42
5	山梨県	南部町	7,156	200.87	35.6	6,332	12	527.7	16.74
6	北海道	芽室町	18,048	513.76	35.1	15,058	16	941.1	32.11
7	群馬県	中之条町	5,386	439.28	35.0	12,965	9	1,440.6	48.81
8	群馬県	下仁田町	6,576	188.38	34.9	6,034	15	402.3	12.56
9	長野県	阿南町	4,299	123.07	34.9	3,755	4	938.8	30.77
10	福島県	猪苗代町	13,552	395	34.3	11,386	15	759.1	26.32
		上記10町平均	7,577	243.57	35.5	7,600	11	923.9	26.17
	山梨県	身延町	10,663	301.98	35.3	9,376	20	468.8	15.10
	山梨県	県内平均	29,999	165.21	313.8	25,246	19	1,395.0	13.87
	山梨県	町村平均	8,495	117.44	261.8	7,244	9	1,237.7	19.78
	山梨県	峡南5町平均	9,567	212.00	79.3	8,337	16	471.4	18.84

※選挙人名簿登録者数は各町（管轄都道府県）ホームページにおいて公表されている値です。

※投票区数は各町（管轄都道府県）ホームページにおいて公表されている値か、各町へ問い合わせた回答の値です。

※投票区数は令和5年8月現在で確認がとれた投票所数です。

## 5. 人口密度類似団体（R2 国勢調査）との比較

令和2年国勢調査における人口密度の数値が本町を基準として前後5町と有権者数や投票所数の比較を行いました。

表5－人口密度類似団体比較表

	都道府県名	町名	人口（人） ※R2国勢調査	面積（km <sup>2</sup> ） ※R2国勢調査	人口密度（1km <sup>2</sup> 当たり） ※R2国勢調査	選挙人名簿登録者数（人）※ R5.6.1定時登録	投票区数	一箇所当たりの 選挙人数（人）	一箇所当たりの 面積（km <sup>2</sup> ）
1	島根県	津和野町	6,875	307.03	22.4	5,961	29	205.6	10.59
2	北海道	共和町	5,772	304.92	18.9	4,747	9	527.4	33.88
3	鹿児島県	さつま町	20,243	303.90	66.6	16,526	20	826.3	15.20
4	京都府	京丹波町	12,907	303.09	42.6	11,416	25	456.6	12.12
5	岩手県	洋野町	15,091	302.92	49.8	13,708	27	507.7	11.22
6	岩手県	一戸町	11,494	300.03	38.3	9,905	28	353.8	10.72
7	愛媛県	内子町	15,322	299.43	51.2	13,388	15	892.5	19.96
8	福島県	西会津町	5,770	298.18	19.4	5,050	18	280.6	16.57
9	和歌山県	古座川町	2,480	294.23	8.4	2,188	17	128.7	17.31
10	福島県	金山町	1,862	293.92	6.3	1,671	22	76.0	13.36
		上記10町平均	9,782	300.77	32.4	8,456	21	425.5	16.09
	山梨県	身延町	10,663	301.98	35.3	9,376	20	468.8	15.10
	山梨県	県内平均	29,999	165.21	313.8	25,246	19	1,395.0	13.87
	山梨県	町村平均	8,495	117.44	261.8	7,244	9	1,237.7	19.78
	山梨県	峡南5町平均	9,567	212.00	79.3	8,337	16	471.4	18.84

※選挙人名簿登録者数は各町（管轄都道府県）ホームページにおいて公表されている値です。

※投票区数は各町（管轄都道府県）ホームページにおいて公表されている値か、各町へ問い合わせた回答の値です。

※投票区数は令和5年8月現在で確認がとれた投票所数です。



## 6. 現状まとめ

身延町では、平成 16 年 9 月の合併時に、旧町で定めていた投票区をそのまま引き継ぎ、45 投票区で選挙を執行しました。その後、平成 19 年 3 月、身延町行政改革大綱（集中改革プラン）に基づき 21 投票区に統合し、令和 3 年 5 月、峡南高校閉校に伴い 20 投票区に再編した以降、約 17 年間、計画的な再編は行っておらず、選挙環境を取り巻く各種課題（「Ⅲ. 課題」参照）が顕在化してきました。

また、投票区等のデータを県内の他自治体と比較したところ、投票所の数は、県内・町村・峡南 5 町において平均を超えています。これは、本町が県内で 3 番目に広い面積を有するが、狭隘な山間地であるため、居住可能エリアに偏りがあることが影響しています。集落が点在していることから、各投票所からの道程を原則 3 km 未満とし、遠距離地区の解消を念頭に置いた投票区割りであるため、必然的に有権者数に比して投票所数は多い地域となっています。

他方で、令和 2 年国勢調査をもとに本町と人口・面積・人口密度の数値が類似している 10 町（本町の数値を基準として前後 5 町）と比較したところ、人口類似団体 9 町、面積類似団体 4 町、人口密度 9 町、全国の類似団体 30 町中 22 町において、本町よりも投票区数が少ないことが分かりました。地理的状况は各町によって異なるものの、全国的に見ても本町の投票所の数は多いと言えます。また、面積類似団体で本町よりも投票所が多い 6 町のうち 4 町は、本町と同様の課題等（地理的要因等）を抱えており、時期や実現性は未定だが投票区の再編について検討すべき時期にあるとの認識でした。（投票区数等の確認の際に投票区の再編等に関するヒアリングを実施）

### Ⅲ. 選挙における投票区の課題

#### 1. 有権者数の減少

平成16年9月の合併時14,576人であった有権者数は、年平均272.7人、2.31%のペースで減少しています。特に、平成19年3月の身延町行政改革大綱（集中改革プラン）に基づく再編時に14,006人であった有権者は、17年を経過するなかで、4,884人、34.87%減少しています。（図1・表6参照）

他方で、身延町人口ビジョンをもとに今後の有権者数を推計した結果、今後も有権者数が減少する傾向は続き、令和22（2040）年には、5,745人になると予測されます。（表7参照）

図1（グラフ）－有権者数の推移

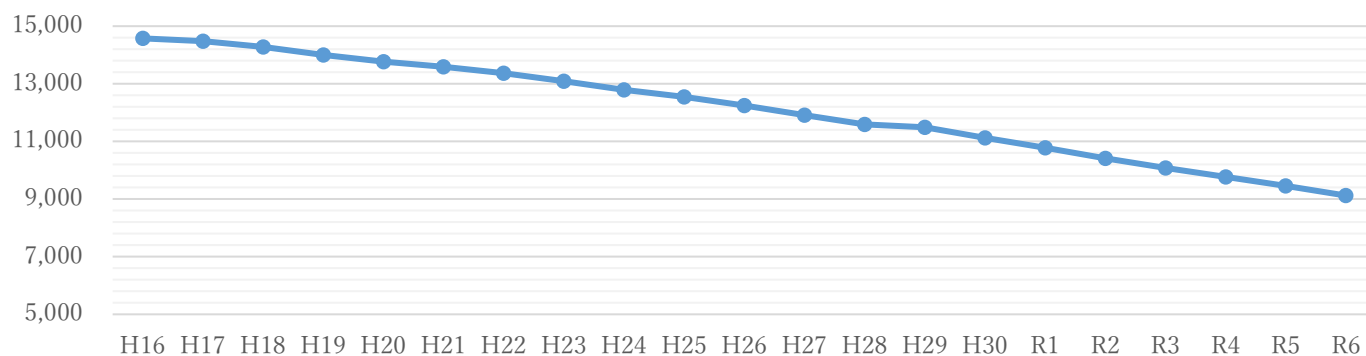


表6（数値）－有権者数の推移（平成16年のみ9月、それ以外は3月定時登録時有権者数）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
有権者数(人)	14,576	14,475	14,282	14,006	13,772	13,595	13,372	13,096
前年減少数	－	-101	-193	-276	-234	-177	-223	-276
前年減少率	－	0.69%	1.33%	1.93%	1.67%	1.29%	1.64%	2.06%

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
有権者数(人)	12,790	12,551	12,246	11,917	11,592	11,494	11,124	10,777
前年減少数	-306	-239	-305	-329	-325	-98	-370	-347
前年減少率	2.34%	1.87%	2.43%	2.69%	2.73%	0.85%	3.22%	3.12%

	R2	R3	R4	R5	R6	平均
有権者数(人)	10,410	10,079	9,774	9,459	9,122	－
前年減少数	-367	-331	-305	-315	-337	-272.7
前年減少率	3.41%	3.18%	3.03%	3.22%	3.56%	2.31%

表7-身延町人口ビジョンをもとに推計した有権者数の推移（推計）

区名	投票所	区域	2024年(R6) 3月定時登録	2025年(R7) 推計	2030年(R12) 推計	2035年(R17) 推計	2040年(R22) 推計
第1	下部地区公民館	清澤・大炊平・岩欠・市之瀬・常葉(7022番地～7061番地を除く)・杉山・北川・一色	913	895	782	676	577
第2	湯之奥金山博物館	上之平・常葉の一部(7022番地～7061番地)・波高島・下部・湯之奥	490	471	411	356	304
第3	下部地区公民館古関分館	古関・釜額・中ノ倉・瀬戸・芝草	188	182	159	137	117
第4	根子公民館	根子・折門・八坂	38	30	26	23	19
第5	大磯小磯公民館	大磯小磯	29	30	26	23	19
第6	働く婦人の家	三澤・上田原・車田・樋田・熊澤・切房木・道・水船	796	787	687	594	507
第7	久保公民館	久保・大山・嶺・山家	30	29	25	22	19
第8	中富地区公民館西嶋分館	西嶋	761	728	636	549	469
第9	中富地区公民館大須成分館	大塩・平須・久成	109	113	98	85	73
第10	身延町中富総合会館	手打沢・寺沢・日向南沢・切石・夜子沢・下田原	552	556	485	420	358
第11	中富地区公民館曙分館	矢細工・福原・梨子・古長谷・中山・江尻窪・遅沢	131	130	113	98	84
第12	飯富高齢者介護予防センター	八日市場・大子山・伊沼・飯富・宮木	742	735	641	555	473
第13	身延地区公民館下山分館	下山・粟倉	865	845	738	638	544
第14	橘町公民館	身延(塩沢区を除く)	455	446	389	336	287
第15	梅平二区公民館	身延の一部(塩沢区)及び梅平(みのぶ荘・ケアハウスみのぶ・功德会を除く)	508	492	430	371	317
第16	身延町総合文化会館	波木井・大野・梅平の一部(みのぶ荘・ケアハウスみのぶ・功德会)	650	626	547	473	404
第18	清子ふれあいの家	清子	512	504	441	381	325
第17	身延地区公民館豊岡分館	小田船原・門野・大城・相又・横根中・光子沢	96	93	81	70	60
第19	身延地区公民館大河内分館	上八木沢・下八木沢・帯金・大崩・丸滝・角打・和田・樋之上・大袋・樺草里	1,035	1,005	877	758	647
第20	下大島公民館	大島	222	220	192	166	142
			9,122	8,917	7,784	6,731	5,745

## 2. 期日前投票者数の増加（当日投票者数の減少）

平成15年に公職選挙法の改正により期日前投票制度が導入されて以降、制度の浸透・定着に伴い、期日前投票所での投票者数が年々増加しています。特に、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響による「密」回避の観点から、期日前投票所の利用が推奨されたことと、国・県・町の広報等による利用促進の影響から、本町においては投票者の50%以上の有権者が期日前投票をしている状況となっています。平成26年12月14日執行 衆議院議員総選挙から10選挙の動向、全国的な傾向をみても、この期日前投票者数の増加傾向は、今後も続くことが予想されます。（図2・表8参照）

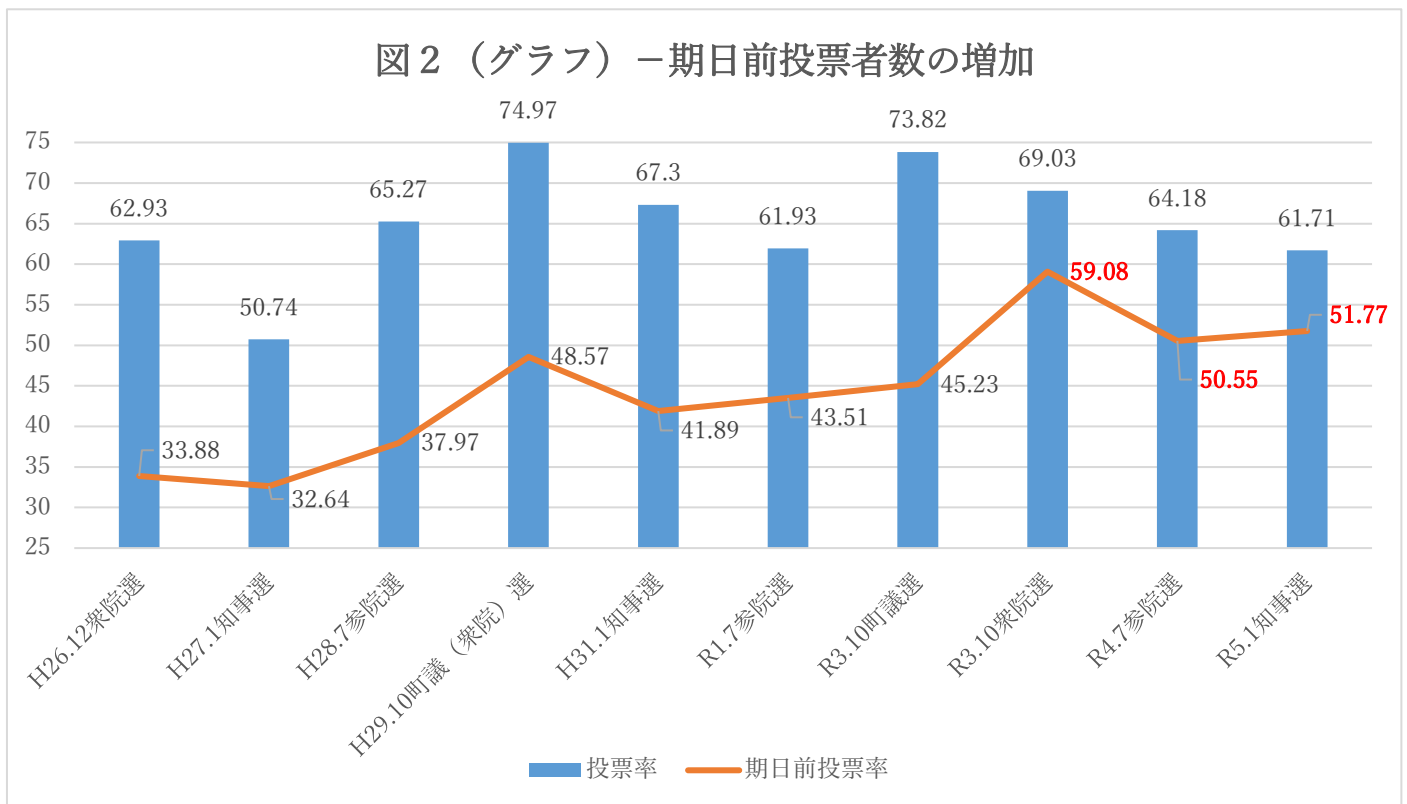


表8（数値）－当日有権者数・投票者数・期日前投票者数の推移

	H26.12 衆院選	H27.1 知事選	H28.7 参院選	H29.10 町議(衆院)選	H31.1 知事選
当日有権者数(人)	11,969	11,908	11,686	11,156	10,780
投票者数(人)	7,532	6,042	7,627	8,364	7,255
期日前投票者数(人)	2,552	1,972	2,896	4,062	3,039

	R1.7 参院選	R3.10 町議選	R3.10 衆院選	R4.7 参院選	R5.1 知事選
当日有権者数(人)	10,631	9,874	9,857	9,641	9,466
投票者数(人)	6,584	7,289	6,804	6,188	5,841
期日前投票者数(人)	2,865	3,297	4,020	3,128	3,024

### 3. 地区負担の増加（投票管理者・立会人のなり手不足）

現状、投票所の設置、管理者・立会人の選任は、各地区の住民の投票の機会を確保する観点から、区長をはじめとする区役員等へ投票管理者・立会人の選任を依頼しています。その数は、令和5年1月22日執行 山梨県知事選挙時で82人です。（表9参照）

人口減少や高齢化（特に小規模投票区）、投票区の管轄する区域数、有権者数の不均衡、生活様式等の変化に伴い区長等の日程の不都合など、投票管理者等の選任が困難になりつつあります。

特に、前述の小規模投票区においては、数十人の有権者のなかから、選挙ごとに投票管理者1人、投票立会人2人、計3人の選出を依頼している状況であり、地区の負担は著しく大きいと言えます。

表9 - 投票管理者・立会人数

	投票管理者				投票所事務従事者				投票立会人	投票立会人の交代制採用				
	投票管理者数	職務代理者	臨時職務管掌者	合計	市町村選管書記	市町村職員	その他	合計		投票所数	うち交替制を採用した投票所数	投票立会人数	うち交替の対象となった立会人の数	うち時間単位の交替
身延町	20			20		52		52	62	20		62		

#### 4. 投票環境（投票所の施設環境等）の未整備

現在、本町で投票所として利用している施設は、公会堂や公民館などの 20 箇所です。そのうち地区で管理している集落公民館等は 8 箇所あり、選挙のたびに投票所の借上げを行っています。（表 10 参照）

また、投票所を運営するなかで、来場者や投票管理者等に選任された地区役員等から投票所の環境に関する様々なご意見をいただいていた。そこで、投票事務に従事する職員へ投票所に関するアンケート・ヒアリングを実施したところ、バリアフリー対応・適当な規模の駐車場・季節を問わず快適な空調設備・水洗式トイレの整備など、最低限備えるべき設備が未整備の施設があることが分かりました。

次ページの赤色に着色した項目のある投票所は、バリアフリー対応等の投票環境において課題がある施設です。（表 11 参照）

表 10－投票所に使用する施設（20 箇所）

	投票所数												借上料を要した数	2階以上に設けた投票所数
	市役所 役 場	支所 出張所	学校 幼稚園	大学等	公会堂	公民館	体育館 (学校附 属のもの 以外)	集会 施設	駅構内 周辺	左記以 外の公 共施設	その他	計		
身延町					2	14		1		2	1	20	8	

#### 【投票所環境に関するアンケート・ヒアリング実施内容】 ※表 11

実施時期：令和 5 年 8 月

対 象 者：令和 3 年 10 月 24 日執行 身延町議会議員選挙

令和 3 年 10 月 31 日執行 衆議院議員総選挙

令和 4 年 7 月 10 日執行 参議院議員通常選挙

令和 5 年 1 月 22 日執行 山梨県知事選挙

上記の選挙における 20 投票所の投票管理者職務代理者（副主幹以上の職員）

※重複あり

回 答 数：38

※投票所ごとに投票管理者職務代理者の判断で事務従事者へ回答依頼

集計結果：アンケート・ヒアリングをまとめた集計結果は、次ページのとおり

表 11 - 投票所の環境（設備）状況一覧 ※アンケート・ヒアリング集計

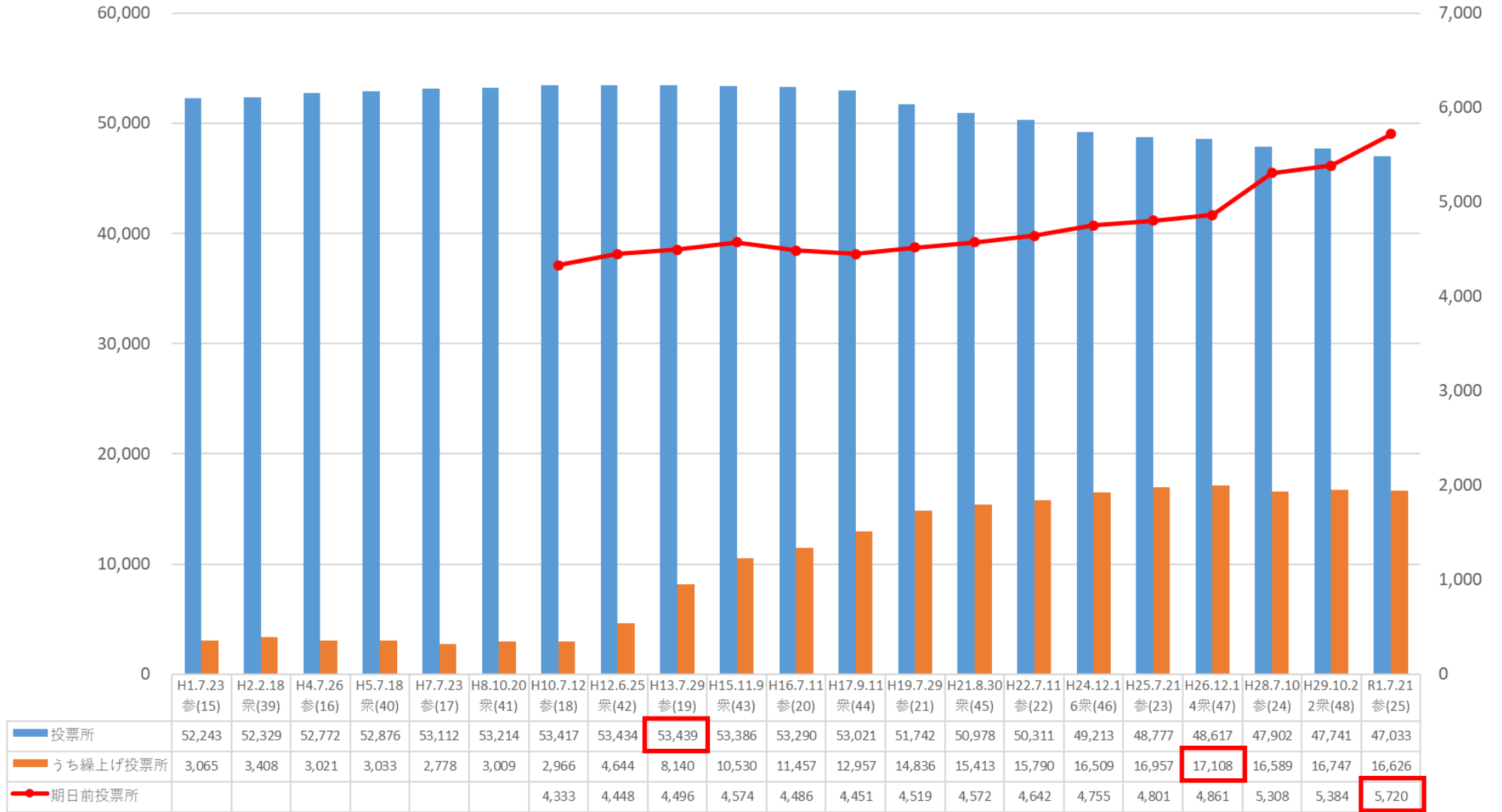
区名	投票所 施設種別	投票所	所在地	管理者	設置年 (建設年)	室内面積 (㎡)	R6.3 定時 登録 (人)	施設 借上げ	バリアフリー対応								駐車スペース			空調和 設備（エ アコン 等）	トイレ 環境	オンライ ン環境
									玄関	通路	階段	建物内 段差	WC	EV	標示	AED	自動車 (台)	原付・パ イク (台)	自転車 (台)			
第1	公民館	下部地区公民館	身延町常葉1025番地	生涯学習課	H24	127.44	913	-	○	○	-	○	○	-	△	○	27	0	0	○	洋式水洗	○
第2	以外公共	湯之奥金山博物館	身延町上之平1787番地	金山博物館	H9	95.31	490	-	○	○	△	○	○	○	△	○	30	10	10	△	洋式水洗	×
第3	公民館	下部地区公民館古閑分館	身延町古閑2437番地	生涯学習課	S63	49.60	188	-	○	○	×	△	○	-	×	○	20	2	2	○	洋式水洗	×
第4	公民館	根子公民館	身延町根子3877番地	根子区	不明	46.20	38	○	×	-	-	×	×	-	×	×	8	5	5	×	和式落下	×
第5	公民館	大磯小磯公民館	身延町大磯小磯2047番地	大磯小磯区	不明	23.10	29	○	×	×	-	×	×	×	-	×	8	10	10	×	和式落下	×
第6	以外公共	働く婦人の家	身延町三澤18番地	久那土出張所	H1	48.60	796	-	○	○	×	△	○	-	△	○	10	0	0	○	洋式水洗	×
第7	公民館	久保公民館	身延町久保369番地	久保区	不明	24.64	30	○	×	×	-	×	×	-	-	-	2	5	5	×	和式落下	×
第8	公民館	中富地区公民館西嶋分館	身延町西嶋340番地	生涯学習課	H21	121.90	761	-	○	○	-	○	○	-	-	○	20	6	9	○	洋式水洗	×
第9	公民館	中富地区公民館大須成分館	身延町大塩1398番地1	生涯学習課	H16	92.75	109	-	△	○	-	○	○	-	△	○	2	0	0	○	洋式水洗	×
第10	公会堂	身延町中富総合会館	身延町切石360番地	生涯学習課	S57	59.50	552	-	○	○	○	○	○	-	△	○	42	10	15	○	洋式水洗	○
第11	公民館	中富地区公民館曙分館	身延町古長谷542番地	生涯学習課	H16	79.50	131	-	×	○	-	△	×	-	×	-	10	5	5	○	洋式水洗	×
第12	その他	飯富高齢者介護予防センター	身延町飯富2280番地	飯富区	H16	96.00	742	○	○	○	-	○	○	-	-	-	13	30	30	○	洋式水洗	×
第13	公民館	身延地区公民館下山分館	身延町下山10133番地	生涯学習課	H26	109.35	865	-	○	○	-	○	○	-	△	○	23	8	10	△	洋式水洗	×
第14	公民館	橘町公民館	身延町身延3818番地1	橘区	不明	40.00	455	○	×	×	-	×	×	-	-	-	0	0	0	○	洋式水洗	×
第15	公民館	梅平二区公民館	身延町梅平1546番地	梅平二区	不明	40.00	508	○	×	△	-	×	△	-	△	-	1	2	2	○	洋式水洗	×
第16	公会堂	身延町総合文化会館	身延町波木井407番地	総合文化会館	H8	82.40	650	-	○	○	○	○	○	○	○	○	218	10	5	△	洋式水洗	○
第17	公民館	身延地区公民館豊岡分館	身延町相又250番地	生涯学習課	H15	99.37	512	-	○	○	-	○	○	-	△	○	34	10	10	○	洋式水洗	×
第18	集会施設	清子ふれあいの家	身延町清子3045番地2	清子区	H15	42.86	96	○	△	○	-	×	○	-	-	-	9	10	10	○	×	×
第19	公民館	身延地区公民館大河内分館	身延町丸滝456番地	生涯学習課	S48	95.50	1,035	-	○	○	×	△	○	-	△	○	8	20	20	○	×	×
第20	公民館	下大島公民館	身延町大島無番地	下大島区	S58	79.49	222	○	×	×	-	×	×	-	-	-	10	0	0	×	×	×

## 5. 全国的な選挙当日投票所数の減少傾向

平成9年に投票環境の向上方策の一環として不在者投票事由を緩和して以来、社会情勢、生活様式の変化に伴う利便性から不在者投票の数は著しく増加しました。その後、不在者投票制度の改善を求める声が大きくなったことにより、平成15年に期日前投票制度が導入され、以降期日前投票所の数は増加傾向にあり、逆に、全国的に投票所の数は減少傾向にあります。平成13年7月29日執行 参議院議員通常選挙の53,439箇所をピークに、徐々に減少し、令和元年7月21日執行 参議院議員通常選挙時には、47,033箇所と、6,406箇所減少しています。(図3参照)



図3 - 全国の投票所の動向



(出典：総務省選挙部「目で見える投票率 (R4.3)」)

投票所    うち繰上げ投票所    期日前投票所

## 6. 選挙委託費（国・県）の減少 ※選挙執行にかかる収入

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（以下「選挙執行経費基準法」という。）に基づき国政選挙は選挙委託費（国が負担）を財源として執行されていますが、行財政改革推進の観点や選挙執行経費基準法の改正等により、これまで以上に選挙費用の抑制（適正化）が求められています。本町においては、以下の図4・表12のとおり、備品加算を除いても減少傾向にあり、特に有権者数を基準に算定する事務費等の経費は「Ⅲ-1.有権者数の減少」の影響を受け、減少しています。

また、前述「Ⅲ-5.全国的な選挙当日投票所数の減少傾向」は、選挙費用の抑制（適正化）の影響が大きいと考えられ、各自治体でも地域の実情を踏まえつつ、将来を見据えた運営コストの削減や選挙事務の効率化を模索した結果であろうと推測できます。

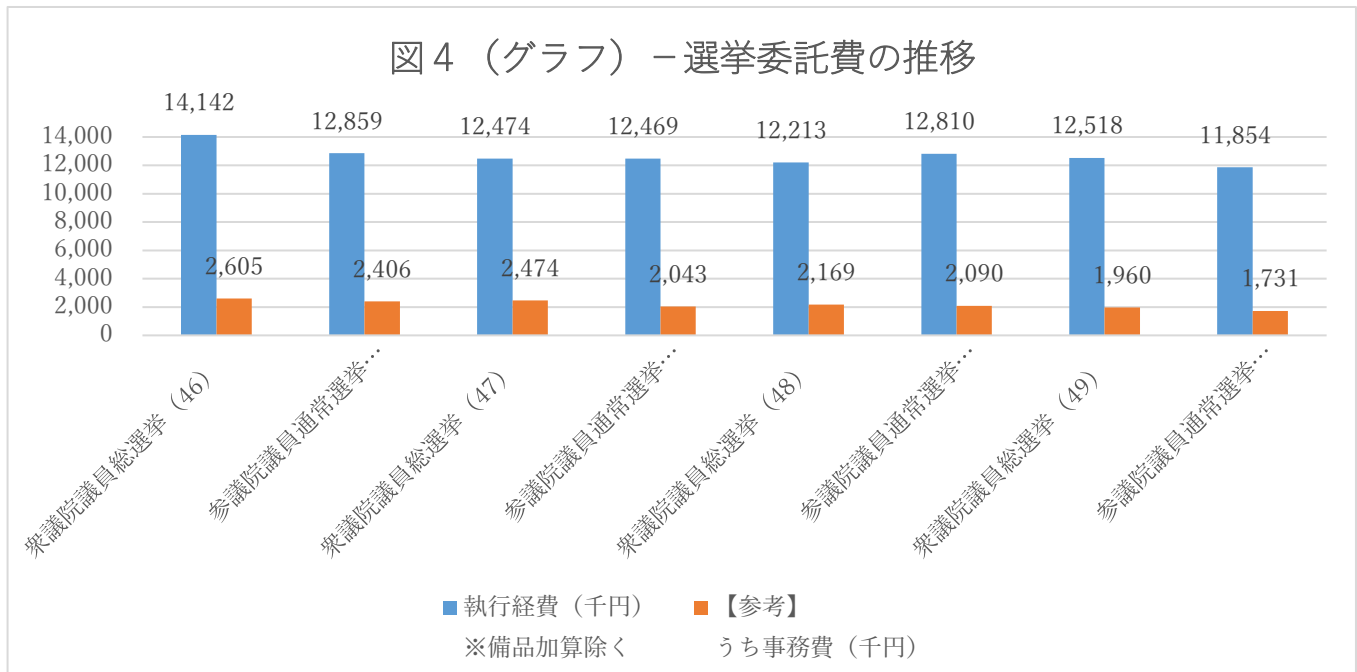


表12（グラフ）－選挙委託費の推移

選挙期日	選挙種別 ※（ ）内は回数	執行経費（千円） ※備品加算除く	【参考】 うち事務費（千円）
H24.12.16	衆議院議員総選挙 (46)	14,142	2,605
H25.7.21	参議院議員通常選挙 (23)	12,859	2,406
H26.12.14	衆議院議員総選挙 (47)	12,474	2,474
H28.7.10	参議院議員通常選挙 (24)	12,469	2,043
H29.10.22	衆議院議員総選挙 (48)	12,213	2,169
R1.7.21	参議院議員通常選挙 (25)	12,810	2,090
R3.10.31	衆議院議員総選挙 (49)	12,518	1,960
R4.7.10	参議院議員通常選挙 (26)	11,854	1,731

## 7. 選挙執行経費の増加 ※選挙執行にかかる支出

他方で、選挙の執行にかかる経常的な経費は、選挙事務のシステム化、選挙機器の保守点検等により増加しており、現状でも極力無駄を省き合理的に執行しているものの、これ以上の削減は困難な状況となっています。

また、町が執行する選挙（町長選挙・町議会議員選挙）においては、選挙にかかる経費はすべて町の負担となるうえ、令和2年度の公職選挙法改正から選挙公営（公費負担）制度の対象が町村に拡大したことに伴い、選挙にかかる経費は一層の増加が見込まれます。町の財源に限りがあるなか、これまで以上に選挙執行の合理化による抜本的な執行経費の削減に努める必要があります。

表 13－国政選挙・町政選挙時に負担した一般財源比較

選挙期日	選挙種別	区分	一般財源（千円）
H16.10.24	身延町長選挙	町 単独	2,688
H17.9.11	衆議院議員総選挙（44）	国	23
H17.10.23	身延町議会議員一般選挙	町 単独	15,098
H19.7.29	参議院議員通常選挙（21）	国	135
H20.10.5	身延町長選挙	町 単独	7,256
H21.8.30	衆議院議員総選挙（45）	国	2,527
H21.10.25	身延町議会議員一般選挙	町 単独	9,791
H22.7.11	参議院議員通常選挙（22）	国	0
H24.9.30	身延町長選挙	町 無投票	2,051
H24.9.30	身延町議会議員補欠選挙	町 無投票	1,310
H24.12.16	衆議院議員総選挙（46）	国	0
H25.7.21	参議院議員通常選挙（23）	国	594
H25.10.27	身延町議会議員一般選挙	町 単独	9,971
H26.12.14	衆議院議員総選挙（47）	国	0
H28.7.10	参議院議員通常選挙（24）	国	3,011
H28.10.2	身延町長選挙	町 無投票	2,136
H29.10.22	衆議院議員総選挙（48）	国	966
H29.10.22	身延町議会議員一般選挙	町 同日	5,079
R1.7.21	参議院議員通常選挙（25）	国	0
R2.10.4	身延町長選挙	町 無投票	2,792
R3.10.24	身延町議会議員一般選挙	町 単独	15,594
R3.10.31	衆議院議員総選挙（49）	国	1,523
R4.7.10	参議院議員通常選挙（26）	国	1,067

選挙公営費（うち 6,090 千円）

※～H17.10.23 町議選 …45 投票区、R2.10.4 町長選 …21 投票区

※国政選挙執行時は選挙委託金が交付されるが、選挙備品等については原則 4 / 9 が一般財源扱い

※R3.10.24 町議選より選挙公営制度の対象拡大（選挙公営負担額：6,089,968 円）

## IV.投票区再編の目的

合併当時（平成16年9月）45箇所あった選挙の投票区を、平成19年3月、身延町行政改革大綱（集中改革プラン）に基づき21箇所の投票区に統合して以降、令和3年5月、峡南高校閉校に伴い20投票区に再編しましたが、平成19年以降、計画的な投票区の見直しは行っておらず、現行の投票区において各種選挙を執行してまいりました。

令和元年末より始まった全世界的な新型コロナウイルス感染症の影響下において執行した令和3年10月24日執行 身延町議会議員選挙、令和3年10月31日執行 衆議院議員総選挙、令和4年7月10日執行 参議院議員通常選挙を通して、様々な新型コロナウイルス感染症対策を実施し、同時に既存の選挙事務の見直しをするなかで、有権者の減少、特に当日投票者の減少や投票管理者・立会人のなり手不足、選挙事務の非効率性を、選挙管理委員・選挙管理委員会事務局では体感的に感じていました。

令和4年12月19日開催「第6回選挙管理委員会」において令和3年、令和4年中に執行した選挙を振り返り、また令和5年1月22日執行（当時は予定）山梨県知事選挙を控え「有権者の減少、管理者・立会人のなり手不足などから、投票所の再編についても検討していく必要があるのではないか」との選挙管理委員からの意見を受けて、「甲州市が導入した移動期日前投票所の導入検討や投票所の来客データなどを分析し、有権者の投票の機会を損ねることなく、能率的に投票所が編成できる方法を検討していく旨、共通認識とし」選挙事務の分析検証を今後行っていくこととしました。

また、令和5年1月22日執行 山梨県知事選挙、令和5年4月9日執行 山梨県議会議員一般選挙（無投票）を経て、令和5年4月26日開催「選挙管理委員会打合せ会」において、選挙管理委員会事務局の再編計画（骨子案）について、協議を行ったところ、おおむね事務局でまとめた骨子案のとおり承認されました。「かねてより懸案事項であった『投票区再編』は、有権者の減少、投票管理者等のなり手不足など課題も山積している現状では、再編という選択肢は待ったなしであるが、有権者の投票の機会を担保できる手段も増えているため、住民等への丁寧な説明、意見を徴する機会を確保して再編検討していく」旨、決議いたしました。

その後、過去に執行した各種選挙データを検証・分析し、検討協議を重ねるなかで、投票環境を向上させる新たな方策の導入の目途も立ち、有権者のみなさまの投票の機会を損ねない再編計画の実行は可能であると判断し、下記のことを踏まえ投票区の再編、選挙事務等の業務の改善を目指すこととしました。

- ① 投票の機会を損ねない(可能な限り維持するように編成する)
- ② 選挙のコンパクト化(投票事務を中心に無駄を省く)
- ③ 投票環境のアップデート(投票の機会増加、利便性向上に資する「改善」)

## V. 投票区再編 方針（ポリシー）

IV.投票区再編の目的を達成するため、以下の基準をもとに全投票区の状況を見直し、再編の対象とする投票区を選定したうえで総合的に判断しました。

### 投票区の見直し基準(再編対象投票区判断基準)

#### ①投票区

500 人未満の投票区

#### ②投票所

バリアフリー対応(可能)施設であること

適当な規模の駐車場があること

空調設備が整備されていること

トイレが整備されていること

オンライン環境が整備されている(整備される見込み、可能性がある)こと

## VI. 実施時期

身延町公職選挙管理執行規程(平成 16 年 9 月 13 日選挙管理委員会規程第 3 号)を、令和 6 年 6 月～8 月を目途に改正し、新たな投票環境の向上に関する方策等諸準備を進め、9 月末～10 月中旬ごろに執行予定の令和 6 年 10 月 23 日任期満了「身延町長選挙（身延町議会議員補欠選挙）※同時選挙」からの適用を目指しています。

## VII. 投票区再編計画（投票区の見直し）

投票区の有権者数と投票所までの距離を考慮して、現在の20投票区（所）を10投票区（所）に見直すことを検討しています。（表14・表15・図5・図6参照）

表14-投票区見直し（再編計画）

現投票区		選挙人数 (人)	新投票所ま での距離 (km)	区域	新投票区		選挙人数 (人)
区名	投票所				区名	投票所	
第1	下部地区公民館	913	—	清澤・大炊平・岩欠・市之瀬・常葉(7022番地～7061番地を除く)・杉山・北川・一色	第1	★下部地区公民館☆	913
第2	湯之奥金山博物館	490	—	上之平・常葉の一部(7022番地～7061番地)・波高島・下部・湯之奥	第2	湯之奥金山博物館	490
第3	下部地区公民館古関分館	188	5.7	古関・釜額・中ノ倉・瀬戸・芝草	第3	働く婦人の家	1,081
第4	根子公民館	38	8.6	根子・折門・八坂			
第5	大磯小磯公民館	29	5.6	大磯小磯			
第6	働く婦人の家	796	—	三澤・上田原・車田・樋田・熊澤・切房木・道・水船			
第7	久保公民館	30	3.4	久保・大山・嶺・山家			
第8	中富地区公民館西嶋分館	761	—	西嶋	第4	中富地区公民館西嶋分館	761
第9	中富地区公民館大須成分館	109	4.0	大塩・平須・久成	第5	★身延町中富総合会館☆	661
第10	身延町中富総合会館	552	—	手打沢・寺沢・日向南沢・切石・夜子沢・下田原			
第11	中富地区公民館曙分館	131	4.9	矢細工・福原・梨子・古長谷・中山・江尻窪・遅沢	第6	飯富高齢者介護予防センター	873
第12	飯富高齢者介護予防センター	742	—	八日市場・大子山・伊沼・飯富・宮木			
第13	身延地区公民館下山分館	865	—	下山・栗倉	第7	身延地区公民館下山分館	865
第14	橘町公民館	455	3.0	身延(塩沢区を除く)	第8	身延町総合文化会館☆ (★身延支所：期日前)	1,709
第15	梅平二区公民館	508	1.2	身延の一部(塩沢区)及び梅平(みのぶ荘・ケアハウスみのぶ・功德会を除く)			
第16	身延町総合文化会館	650	—	波木井・大野・梅平の一部(みのぶ荘・ケアハウスみのぶ・功德会)			
第18	清子ふれあいの家	96	4.6	清子			
第17	身延地区公民館豊岡分館	512	—	小田船原・門野・大城・相又・横根中・光子沢	第9	身延地区公民館豊岡分館	512
第19	身延地区公民館大河内分館	1,035	—	上八木沢・下八木沢・帯金・大崩・丸滝・角打・和田・樋之上・大袋・椿草里	第10	身延地区公民館大河内分館	1,257
第20	下大島公民館	222	4.6	大島			
		9,122					9,122

選挙人数：令和6年3月定時登録 ★：期日前投票所 ☆：共通投票所 ○：移動期日前投票所

表 15-再編のイメージ

投票区名	投票所		区域
	施設	住所	
第1投票区	下部地区公民館	常葉1025	清澤・大炊平・岩欠・市之瀬・常葉の一部・杉山・北川・一色
第2投票区	湯之奥金山博物館	上之平1787	上之平・常葉の一部・波高島・下部・湯之奥
第3投票区	下部地区公民館 古関分館	古関2437	古関・釜額・中ノ倉・瀬戸・芝草
第4投票区	根子公民館	根子3877	根子・折門・八坂
第5投票区	大磯小磯公民館	大磯小磯2047	大磯小磯
第6投票区	働く婦人の家	三澤18	三澤・上田原・車田・樋田・熊澤・切房木・道・水船
第7投票区	久保公民館	久保369	久保・大山・嶺・山家
第8投票区	中富地区公民館 西嶋分館	西嶋340	西嶋
第9投票区	中富地区公民館 大須成分館	大塩1398-1	大塩・平須・久成
第10投票区	身延町中富総合会館	切石360	手打沢・寺沢・日向南沢・切石・夜子沢・下田原
第11投票区	中富地区公民館 曙分館	古長谷542	矢細工・福原・梨子・古長谷・中山・江尻窪・遅沢
第12投票区	身延町飯富高齢者介護予防センター	飯富2280	八日市場・大子山・伊沼・飯富・宮木
第13投票区	身延地区公民館 下山分館	下山10133	下山・粟倉
第14投票区	橘町公民館	身延3818-1	身延の一部
第15投票区	梅平二区公民館	梅平1546	身延の一部・梅平の一部
第16投票区	身延町総合文化会館	波木井407	波木井・大野・梅平の一部
第17投票区	身延地区公民館 豊岡分館	相又250	小田船原・門野・大城・相又・横根中・光子沢
第18投票区	清子ふれあいの家	清子3045-2	清子
第19投票区	身延地区公民館 大河内分館	丸滝456	上八木沢・下八木沢・帯金・大崩・丸滝・角打・和田・樋之上・大袋・椿草里
第20投票区	下大島公民館	大島無番地	大島

投票区名	投票所		区域
	施設	住所	
第1投票区	下部地区公民館	常葉1025	清澤・大炊平・岩欠・市之瀬・常葉の一部・杉山・北川・一色
第2投票区	湯之奥金山博物館	上之平1787	上之平・常葉の一部・波高島・下部・湯之奥
第3投票区	働く婦人の家	三澤18	古関・釜額・中ノ倉・瀬戸・芝草・根子・折門・八坂・大磯小磯・三澤・上田原・車田・樋田・熊澤・切房木・道・水船・久保・大山・嶺・山家
第4投票区	中富地区公民館 西嶋分館	西嶋340	西嶋
第5投票区	身延町中富総合会館	切石360	大塩・平須・久成 手打沢・寺沢・日向南沢・切石・夜子沢・下田原
第6投票区	身延町飯富高齢者介護予防センター	飯富2280	矢細工・福原・梨子・古長谷・中山・江尻窪・遅沢・八日市場・大子山・伊沼・飯富・宮木
第7投票区	身延地区公民館 下山分館	下山10133	下山・粟倉
第8投票区	身延町総合文化会館	波木井407	身延・波木井・大野・梅平・清子
第9投票区	身延地区公民館 豊岡分館	相又250	小田船原・門野・大城・相又・横根中・光子沢
第10投票区	身延地区公民館 大河内分館	丸滝456	上八木沢・下八木沢・帯金・大崩・丸滝・角打・和田・樋之上・大袋・椿草里・大島

図5 - 身延町投票区（現行） 20 投票区

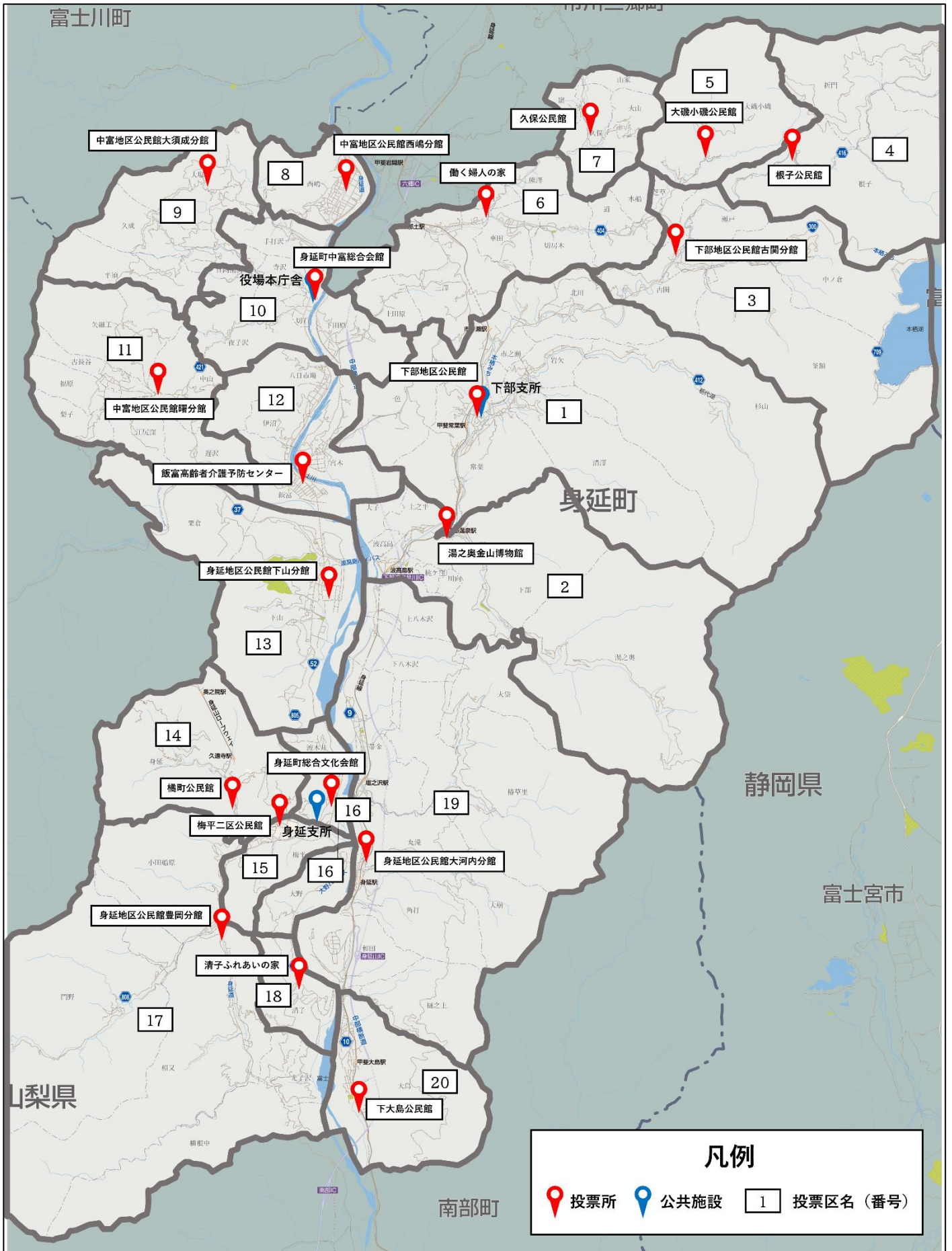
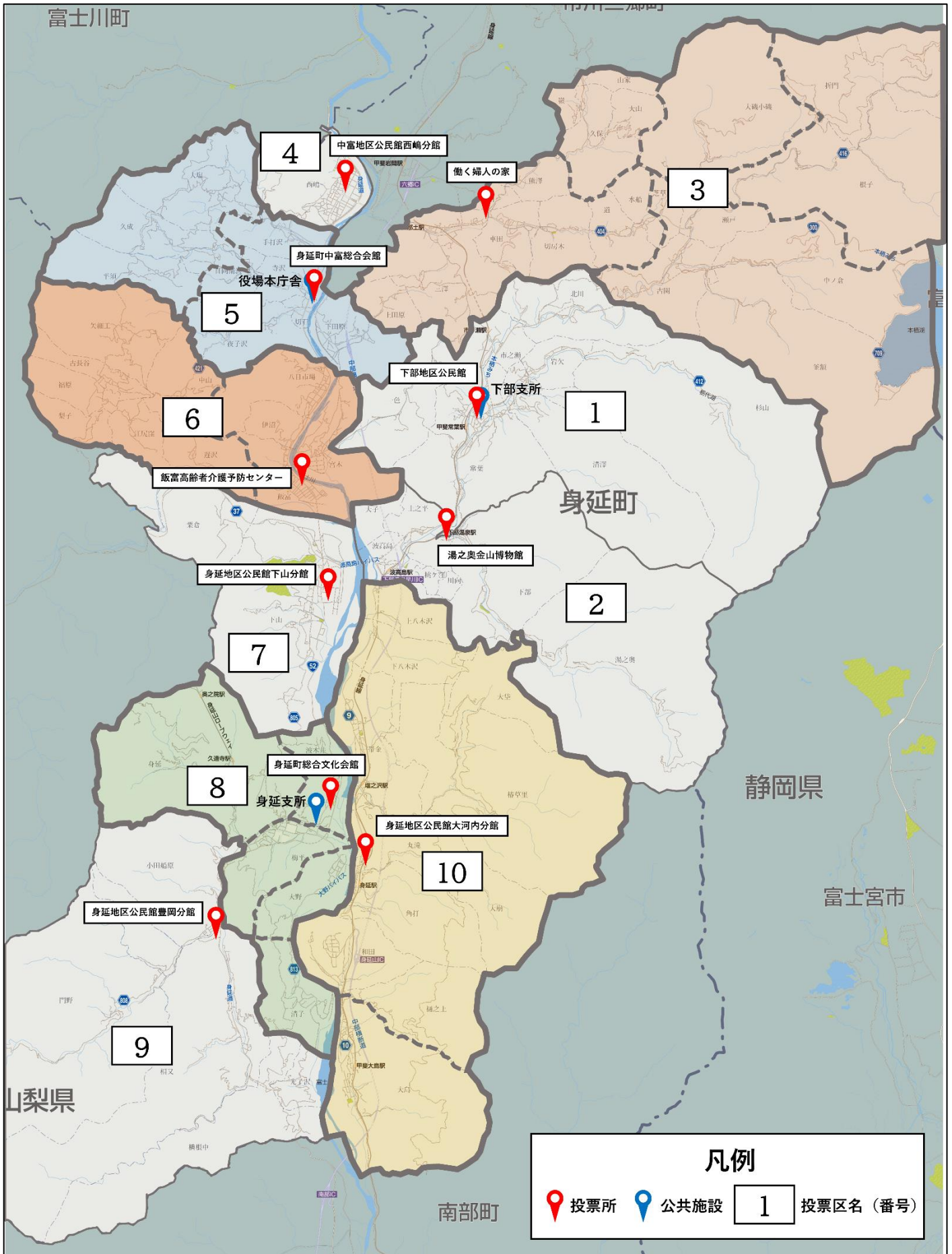




図6 - 投票区の見直し（再編計画） 10投票区



**凡例**

- 投票所
- 公共施設
- 1** 投票区名(番号)

## VIII. 投票区再編により期待される効果

### 1. 選挙執行経費の削減

投票管理者・立会人、投票事務従事者等が減少することによる人件費や投票区の減少による投票所経費・ポスター掲示場にかかる費用が削減されます。

立会人や事務従事者数等調整中ですが、下記の選挙ベースで試算すると、おおむね230万円～250万円程度の削減が見込まれます。

**R3.10.31 衆院選：2,586,431円～2,835,551円削減**

**R4.7.10 参院選：2,305,230円～2,541,710円削減**

**R5.1.22 知事選：2,359,443円～2,585,123円削減**

### 2. 選挙事務の効率化

投票区の減少による投票事務従事者（役場職員）の削減やポスター掲示場数の減少による管理事務削減、投票管理者・立会人の減少による選任事務（電話・文書での選任依頼、管理者・立会人管理事務）削減が見込まれます。

**投票事務従事者：34人削減（72人⇒38人）**

**ポスター掲示場：69箇所削減（151箇所⇒82箇所）**

### 3. 地区負担の軽減

投票区が削減され、現状、各地区へお願いしている公民館等の提供（投票所開設）が飯富高齢者介護予防センター以外不要となります。また、区長をはじめとする区役員等へ選任を依頼する投票管理者・立会人の選任数が減少することにより、投票管理者・立会人を選任する頻度が減少します。

投票立会人の数は、公職選挙法の規定により投票所につき2人～5人と決まっていますが、人数については、今後精査をし、適当な数の投票立会人を選任します。

**投票立会人数：25人削減（62人⇒37人）**

## 4. 投票環境の向上

すべての投票所において、バリアフリー対応・適当な規模の駐車場・季節を問わず快適な空調設備・水洗式トイレなど、最低限備えるべき設備が整うこととなります。これにより、来場者や投票管理者等に選任された区役員等や投票事務に従事する職員の投票環境の向上が期待できます。

一部バリアフリー未対応の項目が残る施設がありますが、投票所運営に関係がないため、投票環境の低下に影響はないと判断します。(表 11 参照)

## 5. 新たな改善の導入

公職選挙法の沿革を辿ると、選挙離れ、政治不信、選挙に対する関心の薄れにより、全国的に投票率は低下傾向となっています。そこで、投票利便性の向上を目的として、有権者の投票の機会確保、利便性の向上に資する制度が多く創設(改善)されています。

今回の再編は、投票の機会・利便性の喪失ではなく、身延町全体の投票の機会・利便性を高めるために行う『改善(アップデート)』であり、再編・改善計画を進めることにより、有権者のみなさまに、よりよい投票環境を提供することができ、段階を踏むことにより今後の『改善(アップデート)』を容易にするという意味で、更なる有権者の投票の機会を確保することにつながります。

### 【公職選挙法の沿革(投票の機会確保に係る改正等)】

- 1996 (H8) 当時過去最低の投票率を記録
- 1997 (H9) 投票環境向上策(投票時間の延長、不在者投票制度の改善(事由緩和等))の導入
- 2003 (H15) 期日前投票制度の創設  
郵便等投票の対象者の拡大・代理記載制度の導入
- 2016 (H28) 期日前投票の環境改善(投票時間の弾力化)
- 2016 (H28) 選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げ  
共通投票所制度の導入  
期日前投票所の投票時間の弾力的設定が可能  
投票所に入出りできる者の範囲拡大(幼児⇒満 18 歳未満の者)

## IX. 改善計画（投票環境の向上に関する新たな方策）

### 1. 投票環境の向上に関する新たな方策

投票区再編計画により現状の 20 投票区を 10 投票区に減じますので、該当の投票区の有権者のみなさまの投票機会が減少します。しかし、様々な課題があるなかで、現行の投票区割りをこのまま維持することは、有権者、特に将来の有権者の不利益になることは明らかであります。

そこで、選挙管理委員会では、投票区の再編により投票の機会を損ねる有権者がでてくることを想定し、その損ねた機会を補てんする手段を講じました。

損ねた機会を補てんする方法を検討・協議するなかで、補てんするだけでなく、多様な投票チャンネル（投票の機会）を用意することが、有権者が投票に行きやすい環境を整えることではなかろうかと考え、現行の公職選挙法や住民サービスと、本町選挙行政の実情を照らし合わせて、本町で導入できる公職選挙法制度の最大限の活用と低コストで選挙での活用が可能である本町既存サービスの導入を計画しました。

## 2. 【改善1】移動期日前投票所の開設

### A) 目的

投票区再編により投票所までの道程が遠くなる有権者の投票機会の確保を目的に、複数の場所へ巡回する自動車（ワゴン車等）を用いた移動期日前投票所を開設します。

投票箱や記載台など必要備品等を空きスペース等へ設置し、弾力的に開設時間を設定することで、有権者の利便性を向上させ、有権者、地勢、交通等、地域の実情に応じて開設することが可能です。【公職選挙法 第48条の2】

### B) 設置場所選定基準

下記①～③の基準を踏まえ、総合的に判断します。

- ① 投票区が再編される地域
- ② 新たな投票所までの道程 3km 以上となる地域
- ③ 高齢化率（65歳以上人口の割合）が 65%以上の地域

### C) 方策（事業）概要

期 間：選挙期日前4日前～前日（4日間）

1箇所当たりの開設時間は、準備を含め1時間30分～2時間程度を想定しています。

※町長・町議会議員選挙 期日前投票期間が4日間であるため

場 所：原則として、投票場があった場所（旧投票所）

※一定のスペースが必要であり、地域の有権者にとって馴染み深い場所であるため。

体 制：2班編成（巡回ルートを2ルート）を予定しています。

1班につき1日3箇所、午前9時から午後4時を目途に開設します。

その他：開設（巡回）日程は選挙ごとに周知を図るが、大幅な変更がないように日程を調整します。

### D) 方策のメインターゲット

開設（巡回）を予定している投票区の有権者

約 411 人

※開設（巡回）を予定している投票区の、令和3年以降に執行した選挙において選挙期日に投票された有権者の平均数

	H26衆	H27知	H28参	H29衆 /町議	H31知	R1参	R3町議	R3衆	R4参	R5知	Ave.過去10 選挙	Ave. R3以降
移動期日前投票所開設 予定投票区の選挙期日前 投票者数	645	575	576	470	489	441	466	369	386	357	477	411
再編該当投票区の選挙 期日前投票者数	1,065	912	987	842	859	775	795	629	662	578	810	695
選挙期日前投票者数	4,921	4,063	4,665	4,241	4,154	3,671	3,933	2,747	3,017	2,795	3,821	3,263

E) 移動期日前投票所 開設イメージ (写真)

以下の写真は、移動期日前投票所の開設イメージです。令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙より、期日前投票所を導入した甲州市選挙管理委員会より写真の提供を受けました。



F) 移動期日前投票所 開設地区

以下の表の「移動期日前投票所」欄に「○」がある投票区が対象です。

表 16 - 移動期日前投票所開設投票区一覧

現投票区		新投票区		区域	選挙人数 (人)	新投票所までの距離 (km)	高齢化率 (%)	移動期日前 投票所
区名	投票所	区名	投票所					
第1	下部地区公民館	第1	★下部地区公民館 ☆	清澤・大炊平・岩久・市之瀬・常葉(7022番地～7061番地を除く)・杉山・北川・一色	923	—	58.88	—
第2	湯之奥金山博物館	第2	湯之奥金山博物館	上之平・常葉の一部(7022番地～7061番地)・波高島・下部・湯之奥	492	—	60.00	—
第3	下部地区公民館古関分館	第3	働く婦人の家	古関・釜額・中ノ倉・瀬戸・芝草	187	5.7	69.11	○
第4	根子公民館			根子・折門・八坂	40	8.6	75.61	○
第5	大磯小磯公民館			大磯小磯	29	5.6	74.19	○
第6	働く婦人の家			三澤・上田原・車田・樋田・熊澤・切房木・道・水船	800	—	56.35	—
第7	久保公民館			久保・大山・嶺・山家	30	3.4	80.00	○
第8	中富地区公民館西嶋分館	第4	中富地区公民館西嶋分館	西嶋	756	—	50.85	—
第9	中富地区公民館大須成分館	第5	★身延町中富総合会館 ☆	大塩・平須・久成	114	4.0	74.58	○
第10	身延町中富総合会館			手打沢・寺沢・日向南沢・切石・夜子沢・下田原	562	—	55.48	—
第11	中富地区公民館曙分館	第6	飯富高齢者介護予防センター	矢細工・福原・梨子・古長谷・中山・江尻窪・遅沢	132	4.9	68.38	○
第12	飯富高齢者介護予防センター			八日市場・大子山・伊沼・飯富・宮木	753	—	49.35	—
第13	身延地区公民館下山分館	第7	身延地区公民館下山分館	下山・粟倉	872	—	49.10	—
第14	橘町公民館	第8	身延町総合文化会館 ☆ (★身延支所：期日前)	身延(塩沢区を除く)	464	3.0	45.94	—
第15	梅平二区公民館			身延の一部(塩沢区)及び梅平(みのぶ荘・ケアハウスみのぶ・功德会を除く)	514	1.2	52.22	—
第16	身延町総合文化会館			波木井・大野・梅平の一部(みのぶ荘・ケアハウスみのぶ・功德会)	652	—	57.14	—
第18	清子ふれあいの家			清子	96	4.6	52.58	○
第17	身延地区公民館豊岡分館	第9	身延地区公民館豊岡分館	小田船原・門野・大城・相又・横根中・光子沢	518	—	50.00	—
第19	身延地区公民館大河内分館	第10	身延地区公民館大河内分館	上八木沢・下八木沢・帯金・大崩・丸滝・角打・和田・樋之上・大笠・椿草里	1,039	—	48.11	—
第20	下大島公民館			大島	226	4.6	51.52	○
					9,199		53.74	8箇所

選挙人数：令和6年3月定時登録 高齢化率（65歳以上人口の割合）：令和5年6月定時登録

★：期日前投票所 ☆：共通投票所 ○：移動期日前投票所

### 3. 【改善2】 共通投票所の開設

#### A) 目的

有権者の投票環境の向上を目的に、選挙期日（選挙当日）についても、いずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる共通投票所を開設します。【公職選挙法第41条の2】

#### B) 対象

町内すべての有権者 9,122人 ※令和6年3月定時登録

#### C) 設置場所

下部地区公民館【現行：第1投票所、再編後：第1投票所】

身延町中富総合会館【現行：第10投票所、再編後：第5投票所】

身延町総合文化会館【現行：第16投票所、再編後：第8投票所】

#### D) 方策（事業）概要

期日前投票所と同様の場所、もしくは近くにある同等の場所へ共通投票所を開設することで、有権者の属する投票区の投票所でも、共通投票所でも、立ち寄りやすい投票所で投票できる利便性を享受することが可能となります。

#### E) 方策のメインターゲット

選挙期日に投票をする、すべての有権者

約2,887人

※令和3年以降に執行した選挙において選挙期日に投票された有権者の平均数

	H26.10 衆院選	H27.1 知事選	H28.7 参院選	H29.10 町議（衆院）選	H31.1 知事選	R1.7 参院選
投票者数(人)	7,532	6,042	7,627	8,364	7,255	6,584
期日前投票者数(人)	2,552	1,972	2,896	4,062	3,039	2,865
選挙期日投票者数(人)	4,980	4,070	4,731	4,302	4,216	3,719

	R3.10 町議選	R3.10 衆院選	R4.7 参院選	R5.1 知事選	過去10年平均	R3以降平均
投票者数(人)	7,289	6,804	6,188	5,841	6,953	6,278
期日前投票者数(人)	3,297	4,020	3,128	3,024	3,086	3,391
選挙期日投票者数(人)	3,992	2,784	3,060	2,817	3,867	2,887

## 4. 【改善3】 デマンド型交通支援（みのぶ乗合タクシー）の利用

### A) 目的

投票所までの移動が困難な方はもとより、投票の機会を幅広く確保する観点から、デマンド型交通（みのぶ乗合タクシー）を利用した有権者の移動支援を行います。【選挙執行経費基準法 第4条第18項、第4条の3第8項】

### B) 利用する既存施策

事業：みのぶ乗合タクシー（デマンド型交通）

※地域公共交通活性化協議会事務局（交通防災課）所管事業

### C) 対象

町内すべての有権者 9,122人 ※令和6年3月定時登録

### D) 方策（事業）概要

- ・投票所までの利用料（1回につき300円）を無料とします。
- ・投票所へ向かう「行き」「帰り」の各1回、計2回（600円分）が対象です。
- ・「選挙（投票）」を目的とした利用に限ります。
- ・目的地は、投票所（選挙期日投票所、期日前投票所、移動期日前投票所）に限り、運行エリア（身延地区・下部地区・中富地区）の乗り継ぎは認められません。
- ・無料とした利用料は、選挙管理委員会が負担します。
- ・予約する際、選挙（投票）目的をお伝えいただき、乗車時に再度選挙（投票）目的である旨、お伝えいただきます。

### E) 方策のメインターゲット

みのぶ乗合タクシー登録者 2,545人（令和5年11月現在）

キャンペーンにより登録者・利用者の増加を促します。



F) 施策（事業）概要 ※以下は、みのぶ乗合タクシーの基本サービスです。

予約に合わせて、自宅と目的地（運行エリア内）の間を送迎するサービスです。

目的地に直行する通常のタクシーとは異なり、他の人も乗り合って目的地に送迎します。利用者は、「予約センター」に電話で利用時間帯と目的地を告げて予約します。送迎車は乗り合う人を時間にあわせて順番に迎えに行き、乗車するすべての人を目的地まで送ります。料金は定額 300 円です。

■ 運行エリア

身延地区

下部地区

中富地区

※各エリアに接続ポイントがあり、地区をまたいで移動する場合は乗り継ぎとなります。（選挙執行時の投票目的での無料乗車の際は、乗り継ぎはできません。）

■ 利用料金

300 円（小中学生 100 円、未就学児 無料）

※エリア乗り継ぎ 別途 300 円

■ 運行日（運休日）

月曜日～金曜日

■ 運休日

土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

■ 運行時間

午前 8 時～午後 5 時（予約受付午前 7 時～午後 4 時）

■ 利用方法

- ・利用には、「登録」と「予約」の手続きが必要です。
- ・「登録」は利用登録票（所定の様式）をご提出いただきます。
- ・その後「登録証」を発行します。
- ・電話での受付もしています。

■ 予約方法

- ・みのぶ乗合タクシー予約受付センターに電話をして予約していただきます。

■ その他注意事項

- ・身延町民が利用できるサービスです。
- ・自分で乗車できる方が対象です。(※介助者が同乗する場合はこの限りではありません。)
- ・利用申し込みが多い場合は、次の便に乗車いただく場合があります。
- ・乗合で運行しますので、予約時間が前後する場合があります。
- ・道路が狭い場合や車両の転回が困難な場所については、乗車場所を広い場所へ変更していただく場合があります。

- みのぶ乗合タクシーを詳しく知りたい方は、身延町ホームページ「みのぶ乗合タクシー」をご覧ください。

ホームページ URL : <https://www.town.minobu.lg.jp/kurashi/koukyou-koutsu/noriai-taxi.html>

以下の2次元コードからアクセスできます。



G)運行地区（エリア）等

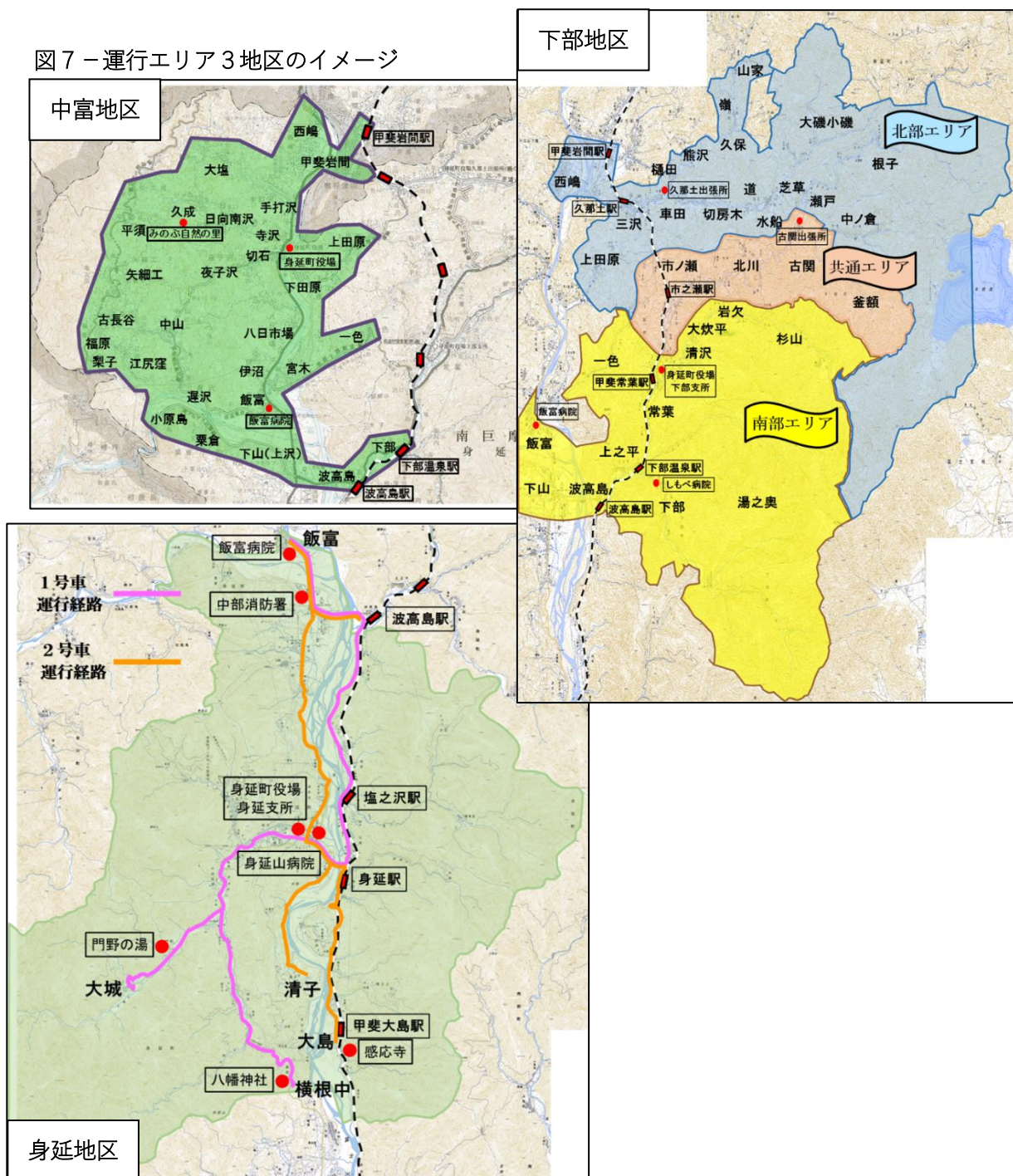
エリアごとに2台の車両を運行しています。

下部地区は、地区内で北部エリア・共通エリア・南部エリアで分かれています。

身延地区は、運行時間と運行ルートがあらかじめ決まっている「定時定路線方式」により『1号車』（大城・横根中方面から飯富方面の往復）と『2号車』（大島・清子方面から飯富方面の往復）の2台で運行しています。身延地区図の運行経路を進みますが、経路はあくまで目安です。

各運行地区（エリア）の重複部に乗り換えポイントがありますので、予約受付センターにおいて行き先を告げるにより、最適なルートを設定します。

図7-運行エリア3地区のイメージ



## 5. 全国の投票環境の向上に関する方策の導入状況

令和3年10月31日執行 衆議院議員総選挙における、全国の投票環境の向上に関する方策の導入状況は、以下のとおりです。【改善1】移動期日前投票所、【改善2】共通投票所、【改善3】デマンド型移動支援とともに、導入団体は年々増加しています。(表17参照)

総務省自治行政局選挙部長から「共通投票所の積極的な設置について」「期日前投票制度の活用について」「投票所への移動支援及び移動期日前投票所の取組の積極的な実施について」通知されており、全国的に導入や導入の検討が進んでいます。

本県では、甲州市において、令和3年10月31日執行 衆議院議員総選挙から移動期日前投票所・共通投票所が導入されています。

表17-移動支援導入状況

○移動期日前投票所の設置状況			○移動支援の実施状況					
	実施団体数	投票者数		実施数	巡回・送迎バスの運行	臨時バスの運行	その他	利用者数
R3(第49回)衆院選	59団体 (28道県)	12,910人	R3(第49回)衆院選	280団体 (322事業)	212団体 (237事業)	10団体 (10事業)	71団体 (75事業)	14,312人
R1(第25回)参院選	33団体 (20県)	4,369人	R1(第25回)参院選	247団体 (288事業)	199団体 (225事業)	11団体 (11事業)	48団体 (52事業)	6,120人
H29(第48回)衆院選	6団体 (6県)	462人	H29(第48回)衆院選	197団体 (219事業)	159団体 (166事業)	14団体 (14事業)	38団体 (39事業)	5,232人
H28(第24回)参院選	1団体 (1県)	68人	H28(第24回)参院選	215団体 (221事業)	172団体 (178事業)	5団体 (5事業)	38団体 (38事業)	4,165人

○共通投票所  
**18 団体(68 箇所)**  
 H29 衆から+14 団体・+61 箇所  
 R1 参から+5 団体・+23 箇所

※巡回・送迎バスの運行は、複数地点と投票所の往復又は一地点と投票所との往復を行うバスの運行である。  
 ※臨時バスの運行は、通常は運休日である投票日に、臨時バス等の運行を行うことである。  
 ※その他は無料乗車券の発行やタクシー券の交付等である。

総務省選挙部「選挙をめぐる最近の状況」(令和4年3月14日)

## X. 投票環境の向上に関する新たな方策（改善計画）により期待される効果

投票区の再編により令和3年以降の選挙ベースの投票機が廃止される投票区の平均選挙期日（当日）有権者数は695人です。これらの方々を中心に投票機会が減少しますが、投票環境の向上に関する新たな方策により、以下の効果が期待できます。

なお、選挙期日（当日）にお近くの投票所で投票をするという投票チャンネル（投票の手段）は減少しましたが、改善計画により町内のすべての有権者の投票チャンネルは、再編前に比べ相対的に増加しています。

### ■ 改善1により

投票所が廃止される投票区（第3・4・5・7・9・11・14・15・18・20投票区）のうち、移動期日前投票所を開設する投票区（第3・4・5・7・9・11・18・20投票区）の有権者は843人です。これらの方々は、投票所があった場所（旧投票所）に最低2回、移動期日前投票所が開設されるため、遠くの期日前投票所・選挙期日（当日）投票所へ出向く必要はありません。（表18・19参照）

### ■ 改善2により

町内すべての有権者9,122人（令和6年3月定時登録）が、選挙期日（当日）に複数の投票所から都合のよい投票所を選び投票することができます。

共通投票所として開設する第1投票区（下部地区公民館）・第5投票区（身延町中富総合会館）・第8投票区（身延町総合文化会館）以外の有権者5,739人は、選挙期日（当日）に自らの属する投票区の投票所と共通投票所3箇所の計4箇所で投票することができます。

共通投票所として開設される第1・5・8投票区の有権者3,383人も、自らの属する投票区の投票所と他の共通投票所2箇所の計3箇所で投票することができます。（表18・19参照）

### ■ 改善3により

町内すべての有権者9,122人が利用できるサービスですが、みのぶ乗合タクシーを利用する際は、事前の登録が必要です。（「IX.改善計画（投票環境の向上に関する新たな方策）4.【改善3】デマンド型交通支援（みのぶ乗合タクシー）の利用」、表18・19参照）

みのぶ乗合タクシー登録者2,545人（令和5年11月末現在）は、選挙執行時に直ちに、投票目的に限り無料（利用料往復600円）でみのぶ乗合タクシーを利用できます。

選挙前に登録促進キャンペーン等により本サービスの有権者等への周知を行い、現在登録していない有権者へ登録を促し、選挙期間中の利用促進を図ります。

■ 改善1～3により

改善計画の方策を導入することで、町内のすべての有権者の投票の機会を向上させることができますが、今回の導入により、今後、より有権者の利便性向上に資する方策の導入が容易になります。選挙ごとに導入した方策を評価・分析して軽微なアップデート(改善)を繰り返すことで有権者に寄り添った方策に近づけることができます。また、新たな制度の創出時も、ノウハウが培われるため導入の検討も容易となります。

表18-【投票区ごとの投票チャネルイメージ】

現投票区		新投票区		区域	選挙人数(人) ※旧投票区	選挙人数(人) ※新投票区	期日前投票所	移動期日前投票所	みのぶ乗合タクシー	共通投票所			通常の投票所	当日投票可能投票所数
区名	投票所	区名	投票所							下部地区公民館	身延町中富総合文化会館	身延町総合文化会館		
第1	下部地区公民館	第1	★下部地区公民館☆	清澤・大坂平・若欠・市之瀬・常葉(7022番地～7061番地を除く)・杉山・北川・一色	913	913	○	—	○	○	○	○	第1	3
第2	湯之奥金山博物館	第2	湯之奥金山博物館	上之平・常葉の一部(7022番地～7061番地)・波高島・下部・湯之奥	490	490	○	—	○	○	○	○	第2	4
第3	下部地区公民館古関分館	第3	働く婦人の家	古関・釜額・中ノ倉・瀬戸・芝草	188	1,081	○	○	○	○	○	○	第3	4
第4	根子公民館			根子・折門・八坂	38		○	○	○	○	○	○	第3	4
第5	大磯小磯公民館			大磯小磯	29		○	○	○	○	○	○	第3	4
第6	働く婦人の家			三澤・上田原・車田・樋田・熊澤・切房木・道・水船	796		○	—	○	○	○	○	第3	4
第7	久保公民館			久保・大山・嶺・山家	30		○	○	○	○	○	○	第3	4
第8	中富地区公民館西嶋分館	第4	中富地区公民館西嶋分館	西嶋	761	761	○	—	○	○	○	○	第4	4
第9	中富地区公民館大須成分館	第5	★身延町中富総合文化会館☆	大塩・平須・久成	109	661	○	○	○	○	○	○	第5	3
第10	身延町中富総合文化会館			手打沢・寺沢・日向南沢・切石・夜子沢・下田原	552		○	—	○	○	○	○	第5	3
第11	中富地区公民館曙分館	第6	飯富高齢者介護予防センター	矢細工・福原・梨子・古長谷・中山・江尻窪・遅沢	131	873	○	○	○	○	○	○	第6	4
第12	飯富高齢者介護予防センター			八日市場・大子山・伊沼・飯富・宮木	742		○	—	○	○	○	○	第6	4
第13	身延地区公民館下山分館	第7	身延地区公民館下山分館	下山・栗倉	865	865	○	—	○	○	○	○	第7	4
第14	橋町公民館	第8	身延町総合文化会館☆ (★身延支所：期日前)	身延(塩沢区を除く)	455	1,709	○	—	○	○	○	○	第8	3
第15	梅平二区公民館			身延の一部(塩沢区)及び梅平(みのぶ荘・ケアハウスみのぶ・功德会を除く)	508		○	—	○	○	○	○	第8	3
第16	身延町総合文化会館			波木井・大野・梅平の一部(みのぶ荘・ケアハウスみのぶ・功德会)	650		○	—	○	○	○	○	第8	3
第18	清子ふれあいの家			清子	96		○	○	○	○	○	○	第8	3
第17	身延地区公民館豊岡分館	第9	身延地区公民館豊岡分館	小田船原・門野・大城・相又・横根中・光子沢	512	512	○	—	○	○	○	○	第9	4
第19	身延地区公民館大河内分館	第10	身延地区公民館大河内分館	上八木沢・下八木沢・聖金・大崩・丸滝・角打・和田・樋之上・大塩・椿草里	1,035	1,257	○	—	○	○	○	○	第10	4
第20	下大島公民館			大島	222		○	○	○	○	○	○	第10	4
					9,122	9,122	20	8	20	19	18	16		

選挙人数：令和6年3月定時登録 ☆：期日前投票所 ○：共通投票所 ◎：効果大、○：効果がある

青色のセルは従前より利用できた投票チャネル 黄色のセルは投票所の廃止により別の投票所に移った投票チャネル  
オレンジ色のセルは改善計画により利用できる投票チャネル

表 19－投票所別 選挙期日（当日）投票者数

区名	投票所	区域	新投票所	H26衆	H27知	H28参	H29衆 /町議	H31知	R1参	R3町議	R3衆	R4参	R5知	Ave.過去10 選挙	Ave. R3以降	新投票所までの 直線距離(km)	当日投票代替策イメージ※ 移・共・デ	
第1	下部地区公民館	清澤・大炊平・岩欠・市之瀬・常葉(7022番地～7061番地を除く)・杉山・北川・一色	下部地区公民館	508	396	471	403	408	378	449	244	294	294	385	333	-	共・デ	
第2	湯之奥金山博物館	上之平・常葉の一部(7022番地～7061番地)・波高島・下部・湯之奥	湯之奥金山博物館	249	212	242	198	204	177	191	139	167	161	194	170	-	共・デ	
第3	下部地区公民館古関分館	古関・釜額・中ノ倉・瀬戸	働く婦人の家	165	140	143	106	110	106	95	70	73	65	107	82	5.7	移・共・デ	
第4	根子公民館	根子・折門・八坂		40	36	41	38	37	30	34	28	25	24	33	29	8.6	移・共・デ	
第5	大磯小磯公民館	大磯小磯		27	28	27	22	20	17	16	16	15	13	20	16	5.6	移・共・デ	
第6	働く婦人の家	三澤・上田原・車田・樋田・熊澤・切房木・道・水船・芝草		553	385	516	540	481	384	379	273	270	247	403	314	-	共・デ	
第7	久保公民館	久保・大山・嶺・山家		32	29	22	21	21	22	22	18	20	17	22	20	3.4	移・共・デ	
第8	中富地区公民館西嶋分館	西嶋	中富地区公民館西嶋分館	438	352	424	387	346	317	367	279	282	263	346	307	-	共・デ	
第9	中富地区公民館大須成分館	大塩・平須・久成	身延町中富総合会館	79	76	76	60	64	61	49	48	44	41	60	48	4.0	移・共・デ	
第10	身延町中富総合会館	手打沢・寺沢・日向南沢・切石・夜子沢・下田原	324	276	322	288	293	246	273	133	184	198	254	208	-	共・デ		
第11	中富地区公民館曙分館	矢細工・福原・梨子・古長谷・中山・江尻窪・遅沢	飯富高齢者介護予防センター	92	86	75	66	63	52	58	36	47	48	62	50	4.9	移・共・デ	
第12	飯富高齢者介護予防センター	八日市場・大子山・伊沼・飯富・宮木		361	302	366	300	302	262	328	221	236	226	290	260	-	共・デ	
第13	身延地区公民館下山分館	下山・栗倉	身延地区公民館下山分館	391	349	383	352	346	332	345	246	291	257	329	294	-	共・デ	
第14	橋町公民館	身延(塩沢区を除く)	身延町総合文化会館	186	151	195	155	177	146	151	117	131	106	152	131	3.0	共・デ	
第15	梅平二区公民館	身延の一部(塩沢区)及び梅平(みのぶ荘・ケアハウスみのぶ・功德会を除く)		234	186	216	217	193	188	178	143	145	115	182	153	1.2	共・デ	
第16	身延町総合文化会館	波木井・大野・梅平の一部(みのぶ荘・ケアハウスみのぶ・功德会)		265	237	240	244	230	198	204	138	156	143	206	169	-	共・デ	
第18	清子ふれあいの家	清子		77	66	72	61	71	58	71	68	64	64	67	67	4.6	移・共・デ	
第17	身延地区公民館豊岡分館	小田船原・門野・大城・相又・横根中・光子沢	身延地区公民館豊岡分館	265	237	240	244	230	198	204	138	156	143	206	169	-	共・デ	
第19	身延地区公民館大河内分館	上八木沢・下八木沢・帯金・大崩・丸滝・角打・和田・樋之上・大袋・椿草里	身延地区公民館大河内分館	502	405	474	443	455	404	398	307	319	285	399	342	-	共・デ	
第20	下大島公民館	大島		133	114	120	96	103	95	121	85	98	85	105	99	4.6	移・共・デ	
第3、4、5、7、9、11、14、15、18、20投票区の選挙期日投票者数				1,065	912	987	842	859	775	795	629	662	578	810	695			
選挙期日投票者数				4,921	4,063	4,665	4,241	4,154	3,671	3,933	2,747	3,017	2,795					
当日有権者数				11,969	11,908	11,686	11,156	10,780	10,631	9,874	9,857	9,641	9,466					

※移：移動期日前投票所 共：共通投票所 デ：みのぶ乗合タクシー

# XI. 身延町の選挙における投票区再編計画等説明会

## 1. 説明会結果

本計画を有権者のみなさまのご理解を得るため、投票区再編計画等の概要チラシを投票区が廃止される地域 842 戸へ各戸配布し、周知を図りました。

説明会の会場は元々投票所であった場所が妥当であろうと判断しましたが、収容人数には限りがあるため、チラシを投票区が再編される地区へ各戸配布したうえで意見を区長に集約する方式を採用しました。

説明会においては、選挙管理委員会より本計画の説明をし、質疑をいただくとともに、各区の意見集約した結果の報告をいただきました。

その結果、本計画に対して意見・質疑はあったものの、すべての地区において本計画へのご理解とご了承をいただきました。

なお、チラシ配布後から本計画のパブリックコメント（意見公募）時に至るまで、本計画に関する電話等による選挙管理委員会への直接の問い合わせはありませんでした。

説明会の詳細は、以下のとおりです。

## 2. 本計画・説明会等に関する電話等でのお問い合わせ

0 件

## 3. 経過

- ◆ 令和 6 年 1 月 4 日付け身選委発第 28 号「身延町の選挙における投票区再編計画等説明会の開催について（通知）」により再編該当地区の区長様あて通知（35 地区）
- ◆ 令和 6 年 1 月 15 日付け「投票区再編計画等の概要版チラシ」を再編該当地区へ各戸配布（842 戸）
- ◆ 令和 6 年 1 月 30 日より町内 7 会場計 8 回、「身延町の選挙における投票区再編計画等説明会」を開催（対象 35 地区）

## 4. 対象者

投票区再編該当地区 35 地区

※会場の都合により参加者は各地区 3 人程度に制限



## 5. 開催日程・参加人数・質疑等件数

※選管・議員は延べ数

No.	日にち	説明会場	住民	選管	議員	合計	質疑等
1	1月30日(火)	中富地区公民館大須成分館	4	7	3	14	14
2	1月31日(水)	中富地区公民館曙分館	8	5	3	16	14
3	2月1日(木)	下大島公民館	3	7	3	13	9
4	2月8日(木)	清子ふれあいの家	7	7	1	15	12
5	2月13日(火)	久保公民館	5	6	3	14	7
6	2月14日(水)	身延町総合文化会館	11	7	4	22	4
7	2月15日(木)	下部地区公民館古関分館	9	7	6	22	6
8	2月28日(水)	中富地区公民館曙分館	7	7	-	14	5
合計			54	53	23	130	71

## 6. 説明会での質疑

件数：52件 ※詳細は次ページより

質疑項目区分	質疑数
再編・改善計画	8
移動期日前投票所	14
共通投票所	2
デマンド交通	13
管理者・立会人	6

質疑項目区分	質疑数
投票所環境	1
説明会	1
選挙制度	5
その他	1
その他	1

## 7. 説明会での意見

件数：16件 ※詳細は次ページより

意見項目区分	意見数
再編・改善計画	12
移動期日前投票所	3(1)

意見項目区分	意見数
デマンド交通	2(1)

※( )は重複

## 8. 説明会での町議員からの意見

件数：3件 ※詳細は次ページより

【発言種類】

質問：1

意見：2

議員意見：3

## 9. 「投票区再編計画等説明会」質問・意見集

説明会で発言された質問や意見をまとめました。質問・意見ともに要旨としています。

会場 No.	発言 種類	No.	項目区分	質問内容	回答内容等
1	1	1	移動期日前投票所	移動期日前投票所の開設(巡回)する時間・回数は？	所要時間は、準備を含め1箇所につき1時間30分～2時間程度。廃止される投票区につき1箇所、計2回巡回をする予定です。
1	1	2	移動期日前投票所	移動期日前投票所の開設(巡回)する場所は？	原則として、投票所があった場所(公民館等の駐車場)です。ただし、より開設に適した場所がある場合は柔軟に検討します。
1	1	3	選挙制度	大須成地区ではポスター掲示場はどのくらい減るのか？	現状、第9投票区が5箇所(第10投票区が8箇所)。新投票区(第9・10投票区を合わせて)の法定設置数は8箇所です。皆さんの目に付くような効果的な場所を選定して設置する予定です。町内全域、ほかの地域とのバランスをみながら配置をしなければいけませんので、設置場所の数は、ほかの地域と調整する可能性があります。
1	1	4	移動期日前投票所	選挙の種類によって移動期日前投票所の日程は変わるのか？	変わりません。選挙期間が一番短い町長選挙・町議会議員選挙の4日間に同一開設場所につき2回巡回する日程を予定しています。

1	1	5	デマンド交通	みのぶ乗合タクシーの利用方法は？	みのぶ乗合タクシーは事前登録・電話予約をしていただきます。投票を目的とする場合に限り、期日前投票期間・投票日当日の投票所までの行き帰りの運賃（片道300円）については、町の選挙管理委員会で負担させていただきます。
1	1	6	デマンド交通	みのぶ乗合タクシーは投票日当日も利用できるか？	利用できます。
1	1	7	デマンド交通	みのぶ乗合タクシーは期日前投票、投票日が利用できる認識でよいか？	お見込のとおりです。
1	1	8	デマンド交通	みのぶ乗合タクシーを利用する場合は、事前登録が必要との認識でよいか？	お見込のとおりです。
1	1	9	デマンド交通	みのぶ乗合タクシーは、片道のみ利用も可能か？	可能です。片道分（300円）の利用料を負担します。
1	1	10	再編・改善計画	再編計画の実施時期は？	今年（令和6年）10月任期満了の町長選挙（町議会議員補欠選挙）より実施予定（希望）です。
1	1	11	説明会	説明会の内容の周知・公表はあるのか？	今後、町内全域、町民を対象としたパブリックコメントにて議事録等の提示を予定しています。

1	2	1	再編・改善計画	説明会の前に区民から意見はなかった。人口減少等の現状では仕方ないと判断しているし、区民も承知済みだと思う。ただ、今後要望は出てくると思うので、理解してもらうよう計画を進めてほしい。	ご理解いただきありがとうございます。本計画を理解していただいたうえで進めてまいります。
1	2	2	再編・改善計画	平須地区は消滅、久成地区の方は期日前投票所へ行くというなかで、有権者も減っているなので、ある程度覚悟はしている。	ご理解いただきありがとうございます。
1	2	3	再編・改善計画	国県からの交付金等も減っているなかで、削れるところは削らなければならないことは理解できる。利便性を考慮されてるので、広報など落ちがないように進めていただきたい。	ご理解いただきありがとうございます。

2	1	1	移動期日前投票所	移動期日前投票所の開設日程は告知するのか？	選挙のたびに移動期日前投票所の開設（巡回）日程は周知します。また、選挙種類に限らず同じような巡回日程を組みます。廃止される各投票区1箇所につき最低2回、別の日・時間帯で訪問する予定です。
2	1	2	デマンド交通	みのぶ乗合タクシーの無償化の方法は？	みのぶ乗合タクシーに予約（乗車）する際に投票目的である旨伝達することで無償化する予定です。
2	1	3	移動期日前投票所	移動期日前投票所を開設することで経費的は減ずるのか？	減じます。事務従事者等は役場職員で対応しますので、発生する経費はほとんどありません。また、備品についても既存のものを利用するため移動期日前投票所を開設することで特別かかる経費はありません。
2	1	4	移動期日前投票所	共通投票所・みのぶ乗合タクシーの利用はよいが、移動期日前投票所の開設は問題が起きるのでは？	初めて導入する方策ですが、先進地での研修、導入を検討している他自治体との情報共有をしており万全を期しています。
2	1	5	移動期日前投票所	移動期日前投票所の開設場所が1箇所では効果がないのでは？	移動期日前投票所の一番のメリットは開設場所が柔軟になることですが、4日間（移動期日前投票所開設期間）で廃止される地区を巡回する予定です。時間的な制約や従事する職員の確保等の制約があるため、廃止される地区の複数の場所で開設することは、困難であると判断しています。原則的には皆さんが慣れ親しんだ元々の投票所等（駐車場等）で開設することが一番効果的だと考えております。ただし、より開設に適した場所があれば、柔軟に検討していきます。

2	1	6	再編・改善計画	今後の全ての選挙において、10年後、20年後まで、今回の計画通り運営するの か？	今回、再編を計画する際に、合併以降19年の体系的なデータ収集等するなかで、新しい制度（方策）も認識をしました。今回は、現計画で再編・改善をさせていただきたいと思いますが、常に新しい制度（方策）等の導入や事務改善は続けていきます。そのため、10年後、20年後同じ運営方法でやっていくかという確証はできないですが、有権者の投票の機会が損なわれないような制度（方策）の導入は常に検討していきます。短期的な変更は難しいですが、中長期的に積極的に改善をしていきたいと考えております。
2	1	7	再編・改善計画	前の再編から17年弱経つという話だが、なぜ今回再編するのか？なにか不便があったのか？経費だけなのか？	経費の削減は効果のため目的ではありません。 ※再編・改善計画レジユメをもとに再編の目的、課題や現状を説明
2	1	8	再編・改善計画	10年後にまた再編をするのか？	時期は未定だが、見直し（改善）は随時行っていきます。
2	1	9	移動期日前投票所	みのぶ乗合タクシーの利用場面は？	移動期日前投票所、期日前投票所、投票日当日の投票所へのアクセスも可能です。

2	2	1	移動期日前投票所	みのぶ乗合タクシーの利用等があっても車でしか移動できない地域だと、移動期日前投票所の開設は効果がないのでは。それなりに経費、職員等の負担が発生するのだから大局的に捉えていただきたい。	経費や職員等への負担は最小限で実施します。
2	2	2	移動期日前投票所	運転免許の返納等により車が使えなくなると投票に来ない方もいるだろう。バスを使って投票所を開設してはどうか。	状況をみつつ検討していきます。
2	2	3	移動期日前投票所 デマンド交通	投票率が下がる可能性があるので、移動期日前投票所、みのぶ乗合タクシーの利用は制度設計をしっかりと計画してほしい。	関係部署（機関）等との協議を進めてしっかりとした制度設計を心がけます。
2	2	4	再編・改善計画	全ての説明会ででた質問・意見を集約しながら計画を進めてほしい。	ご意見ご質問は集約し、選挙管理委員会・事務局内でも協議を重ねてまいります。

2	2	5	再編・改善計画	説明会の資料だけですべてを理解するのは困難なので丁寧な広報をしてほしい。	ご意見ご質問は集約し、選挙管理委員会・事務局内でも協議を重ねて、的確な周知を図ります。
3	1	1	移動期日前投票所	大島地区の場合、移動期日前投票所は巡回数は？	移動期日前投票所開設期間4日間で計2回巡回予定です。
3	1	2	移動期日前投票所	移動期日前投票所の開設日程時間は？	日程時間は未定です。決定しましたら広報等により周知します。
3	1	3	移動期日前投票所	大島地区の場合、移動期日前投票所の開設場所は？	原則として、投票所があった場所（公民館等の駐車場）ですが、地域の特性を考慮して、より開設に適した場所がある場合は柔軟に検討します。
3	1	4	再編・改善計画	この計画案の決定時期は？	再編されるすべての地区へ説明会をします。協議を重ねる場合もあるので未定ですが、希望としては年度内中に方向性をつけたいと考えています。
3	2	1	再編・改善計画	上大島地区では特段意見はなく、差し支えない。	ご理解いただきありがとうございます。
3	2	2	再編・改善計画	下大島地区では特段意見はない。	ご理解いただきありがとうございます。
3	2	3	再編・改善計画	決定した場合は、区民へ周知してほしい。	様々な媒体で周知を図ります。
3	2	4	デマンド交通	車がない（足がない）方の意見がでるかもしれない。	みのぶ乗合タクシーの利用をお勧めします。利用方法等は様々な媒体で周知いたします。ご自宅から移動期日前投票所の利用も可能です。



3	2	5	再編・改善計画	計画実施後の投票率の変化、有権者数の推移などを広報等で周知してほしい。	投票データを分析し、効果を検証します。結果次第で計画の手直しもしてまいります。
4	1	1	移動期日前投票所	移動期日前投票所の開設の時間帯は？	移動期日前投票所の開設日程や開設場所は決まっていますが、有権者のみなさまが混乱しないように、どの選挙でも同じような日程・場所で投票できるようにスケジュールを調整します。ほかの地域とのバランスを考慮して、4日間のうちで1回目は午前中、2回目は午後など異なる時間帯での日程で調整する予定です。
4	1	2	デマンド交通	みのぶ乗合タクシーの乗車場所は清子地区は1箇所か？	ワゴン車が入れる範囲ではあるが、自宅を目的地の間を送迎するサービスです。
4	1	3	デマンド交通	みのぶ乗合タクシーに年齢制限はあるのか？	ありません。
4	1	4	デマンド交通	身延町民はすべてみのぶ乗合タクシーの登録が済んでいるのか？	登録は任意です。現在約2,500人の方が登録しています。
4	1	5	デマンド交通	みのぶ乗合タクシーは2時間おきなのか？	定時定路線方式の場合は行き帰りの時間が決まっています。平日は通常の運行に準じますので、投票以外のお客さんとの兼ね合いでご不便をかけることはあるかと思えます。土日祝日については、選挙（投票）のみの利用のため、お待ちいただくケースは少ないと想定しています。

4	1	6	共通投票所	共通投票所とは？	投票日当日も、期日前投票所と同じように、誰が来ても投票できる投票所です。開設場所は、下部地区公民館、中富総合会館、身延町総合文化会館の3箇所です。
4	1	7	期日前投票所	期日前投票所の開設場所は？	下部地区公民館、中富総合会館、身延支所の3箇所です。
4	1	8	共通投票所	自分（清子区民）が下部に行って投票ができるのか？	投票できます。
4	1	9	選挙制度	選挙人名簿はどう管理しているのか？	二重投票を回避する観点から、オンライン環境が確保できる投票所でのみ共通投票所は開設します。
4	1	10	再編・改善計画	令和6年10月頃の町長選（町議補選）から実施とのことだが、衆議院が解散した場合はどうするのか？	衆議院の解散時期は選挙管理委員会でも懸念しています。身延町選挙管理委員会規程の改正を遅くとも8月頃を想定しています。各種方策の準備もあるので、情勢をみつつ、時期によっては従前のおり執行します。
4	2	1	再編・改善計画	投票所の維持にお金もかかることは分かるが、清子地区はほかの地区と孤立しているため、現状でも車を利用する方が多い。様々な方策も用意しているが、参政権を奪う側面も当然出てくる。切り捨てではなく、できるだけ多くの方が投票できるような配	投票率が下がる現状で、いままで本町選挙管理委員会でも新たな方策の導入ができなかった側面もあります。今回の計画は現状考える最善の計画なのでご理解ください。今後も、新しい制度の導入、投票データの分析検証を行い、有権者のみなさまの権利が阻害されないよう運営していきます。

				慮をしていただき、誠意ある対応をしてほしい。	
4	2	2	再編・改善計画	区民へ説明をするつもりだが、対処できない場合もあるかと思う。具体的な周知や高齢者とも分かりやすい方法を考えていただきたい。	来年度（令和6年度）は周知に尽力します。現状、広報みのぶ、回覧（各戸配布）防災無線、WEB 広告など、様々な媒体で、制度等に関する分かりやすい周知を図ります。
5	1	1	選挙制度	寝たきりで動けない人の投票は？	障害等の程度が重い方には郵便等投票制度の利用をお勧めしています。介助が可能であればみのぶ乗合タクシーの利用をお勧めします。
5	1	2	選挙制度	それ（郵便等投票制度）は代理記載も可能か？	可能です。ただし事前に登録が必要です。
5	1	3	選挙制度	それ（代理記載）は家族でよいのか？	特別な決まりはありませんが、家族や近い人が多いと思います。手続きに日数を要するので余裕をもって登録することをお勧めします。

5	1	4	管理者・立会人	管理者・立会人は何人か？	管理者1人、立会人2～5人です。有権者数等により立会人の数は検討中です。再編された地区の区長さんに順番にお願いしようと考えています。
5	1	5	管理者・立会人	自分たち（久保・大山・嶺・山家）は関係ないのか？	第3から第7投票区の地域に関係します。選任させていただく頻度は少なくなります。
5	1	6	管理者・立会人	移動手段のない区長はどうするのか？	投票所の運営は地域のみなさまに均等にご負担いただきたいのですが、事情によって相談させていただきます。
5	1	7	投票所環境	働く婦人の家は駐車スペースは確保されているのか？ 小学校のグラウンドを開放するのか？	過去の選挙を振り返っても10時～12時頃のピークでも小学校のグラウンドを開放しなくとも対応できました。期日前投票者も今後も拡大する想定ですので、有権者が集約されても対応できると想定しています。小学校のグラウンドの開放についても、臨機応変に対応していきます。
6	1	1	管理者・立会人	投票日の当日の立会人の数は？	管理者1人、立会人2～5人です。有権者数等により立会人の数は検討中です。再編された地区の区長さんに順番にお願いしようと考えています。
6	3	1	管理者・立会人	管理者・立会人の選任ローテーションは該当地区の区長さんと話し合うのか、選挙管理委員会で決めるのか？	該当地区が多くなるため、選挙管理委員会で選任ローテーションを検討させていただきます。基本的には、4月の初区長会にてローテーションを示し、選挙の前に選任の依頼を電話でしますので、臨機応変に対応します。
6	3	2	管理者・立会人	参考に、下山地区は区長会でローテーションを決めていますか？	事前準備で協議する機会等があれば決めていただく方法も含め検討します。

				るため、責任を持って対応している。	
6	3	3	デマンド交通	移動期日前投票所の対象ではない地域に対しては、みのぶ乗合タクシーの利用についての周知をしっかりといただきたい。	みのぶ乗合タクシーの利用方法等の周知は徹底します。また、交通防災課と協議しながら登録や利用に関するキャンペーンも実施したいと考えています。運行を管理している方々とも協議を重ね、一番効率的な運用体制を検討していきます。
7	1	1	移動期日前投票所	移動期日前投票所はいつやるのか？	期日前投票所開設期間中の選挙期日4日前～前日までの4日間は土日祝日関係なく実施します。
7	1	2	移動期日前投票所	移動期日前投票所の対象ではない地域に対しては、みのぶ乗合タクシーの利用についての周知をしっかりといただきたい。	原則として、投票所があった場所（公民館等の駐車場）です。ただし、より開設に適した場所がある場合は柔軟に検討します。
7	1	3	デマンド交通	みのぶ乗合タクシーの連絡先は？	説明会資料には未掲載です。今後、様々な媒体で周知していきます。現在、2,500人ほど登録があるが利用が進んでいないので、みのぶ乗合タクシーの周知も含めたキャンペーンも検討しています。
7	1	4	管理者・立会人	管理者・立会人はまわってくるのか？	管理者1人、立会人2～5人です。有権者数等により立会人の数は検討中です。再編された地区の区長さんに順番にお願いしようと考えています。

7	1	5	管理者・立会人	管理者・立会人は区長、公民館長などの役員が選任されるのか？	複数の地区を包括している投票区では、原則各地区の区長さんへ選任を依頼しています。投票区の再編の一つに地区の負担があります。
7	1	6	その他	ほかの説明会ででた質問を聞きたい。	※5-1-1～5-1-7 を説明 補足として、働く婦人の家の周辺は狭い箇所があるため、一方通行の対応をしています。選挙が近づきましたら併せて周知をします。
8	1	1	デマンド交通	みのお乗合タクシーは運行台数か？	下部、中富、身延地区で各2台ずつ運行しております。予約センターへ連絡していただくと、予約センターで職員が配車や乗車時間を調整します。
8	1	2	再編・改善計画	再編後町長選挙が1回目になると思うが、練習がてら試してみたらよいのでは。失敗しても問題ないだろう。	選挙執行において失敗は許されませんので、失敗しないよう入念に準備をします。執行した結果は、その都度、検証分析をします。有権者のみなさまが不満等には真摯に対応し改善を進めます。
8	1	3	デマンド交通	みのお乗合タクシーは、行き帰りの際に待ってくれるのか？	他のお客様との兼ね合いもあるので、確実ではありませんが、空き状況次第では予約時に行き帰りを予約いただけます。平日の利用は、選挙以外の利用者とマッチングすることも予想されますので、土日祝日の利用をお勧めします。
8	1	4	再編・改善計画	新しい投票所の場所が分からない。地図等で周知はしてくれるのか？	新しい投票所の案内地図等を各戸配布やホームページ等で周知します。

8	2	1	再編・改善計画	<p>前回の説明会では区民の総意については個人的に述べることができなかったが、区会を開いたところ「世の中の情勢で再編は仕方ないだろう。ただ、やはり、有権者の投票機会を逸することなく、新しい方策を導入することによって投票率が上がるよう取り組んでください。」と意見の集約ができた。</p>	<p>ありがとうございます。再編・改善計画を実施したとしても、執行するうえで、不都合などが発生する場合があります。その際は、きめ細かく意見聴取させていただき、その都度、積極的な改善を心がけます。</p>
---	---	---	---------	--	---

## XII. 再編・改善計画のアップデート（改善）

本計画のアップデート（改善）フレームワークは、以下のとおりです。

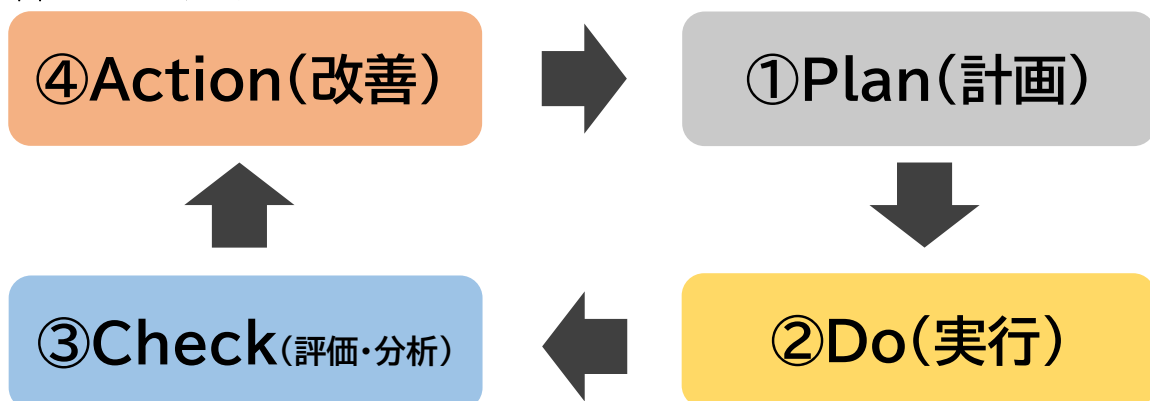
選挙執行準備段階で、本計画にかかる方策や諸事務等を見直し・再検討したうえで選挙を執行し、選挙執行後は選挙データを収集（公表）したうえで評価・分析し、選挙事務のアップデート（改善）を進めていきます。

有権者の投票環境向上に即した再編・改善計画の実現のため、本町の将来を見据えた中・長期的な視点でのアップデート（改善）フレームワーク【PDCA サイクル】を継続していきます。

表 20-PDCA サイクル ※アップデートフレームワーク

① Plan（計画）	選挙執行準備段階で、計画（投票環境の向上に関する方策等）や既存の選挙業務を見直し、修正を行います。 実行（Do）に際して目標等の設定をし、適正に執行できるよう準備をします。
② Do（実行）	選挙を執行します。
③ Check（評価・分析）	執行した選挙の評価・検証を行います。投票率や投票環境の向上に関する方策等の実績データを収集のうえ詳らかにし、計画通り執行ができたか否か評価をします。 計画通りではない場合は、要因分析を、また、計画通りであったとしても、更なる改善のため、課題の洗い出し等の分析を行います。 実績データは、定量データを基本としますが、場合によっては定性的なデータをもとに総合的に判断をします。
④ Action（改善）	Check（評価・分析）結果を受け、洗い出された課題等の対策、アップデート（改善）の必要性などを検討します。 選挙と選挙の執行の間は不定期であるため、次期選挙を念頭に置いて、アップデート（改善）が可能かどうか、中長期的な視点で総合的に判断をします。

図 8-PDCA サイクルイメージ





## XIII. 選挙情報の広報および選挙データ等の公表について

本計画の影響により、投票区の再編など、有権者が混乱を招く可能性があります。情報の未到達により投票の機会を損ねることは避けなければなりません。そこで、これまでよりも多くの広報媒体を通して、有権者のみなさまへ選挙情報の周知・啓発活動を展開します。

投票区の再編と新たに導入する方策、既存の選挙制度の再周知、選挙啓発など、選挙にかかる情報を有権者へ発信します。発信する情報は、あらゆるコンテンツを利用し、的確に有権者へ届けます。

以下は、広報の一例ですが、利用可能なあらゆる情報発信手段を活用して、広報を行います。

- ① 回覧（各戸配布）
- ② 広報みのぶ掲載
- ③ 防災みのぶ
- ④ 町公式ホームページ
- ⑤ 町公式 SNS（X・Facebook）
- ⑥ ポスター掲示・チラシ設置配布
- ⑦ ターゲティング広告（WEB 広告）
- ⑧ 新聞折り込み
- ⑨ 投票所入場券（封筒での送付を検討中）
- ⑩ 選挙公報
- ⑪ プレスリリース
- ⑫ 議会広報
- ⑬ 街頭での選挙啓発活動

また、本計画を履行した選挙執行による投票率や改善計画の実績、「XII.再編・改善計画のアップデート（改善）」で評価・分析した結果などは、選挙終了後に広報みのぶや町公式ホームページなどで公表し、随時、計画や選挙事務の見直しを行います。

## XIV. おわりに

平成 19 年 3 月、身延町行政改革大綱（集中改革プラン）に基づき 45 投票区を 21 箇所の投票区に統合したことは、平成 16 年 9 月に旧 3 町が合併した本町において、事務・事業等の非合理的な運営を是正するための行財政の健全化が大きな目的でした。再編を行う前後（平成 17 年町議選・平成 21 年町議選）で選挙執行の際に負担した一般財源の額を比較すると、5,307 千円が減額されています（図 14 参照）。当時、有権者からの反対や意見はあったものの、その際の投票区再編による不断の取り組みは、今日の本町を取り巻く行財政の安定化の要因となっています。

しかしながら、少子高齢化による人口減少は著しく、本町を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。特に、前回の計画的な再編より 17 年が経過するなかで、4,884 人、34.87% の有権者が減少しているにもかかわらず、選挙行政の運営コストは 17 年間変わらない状態を継続してきました。

「選挙は民主主義の根幹である」と言われているとおり、選挙権は国民が持つ最も基本的な権利のひとつであり、選挙（投票）が最も重要な政治参加の機会であることは言うに及びませんが、行財政の規模が縮小する本町において、現状を維持し改善を試みないことこそが、町民（有権者）の不利益につながることでありと考えています。

幸い、国政選挙・地方選挙を通じて投票率が低下傾向にあるなか、国を挙げて、有権者が投票しやすい環境の整備、投票率の向上を図る方策等の議論・検討が行われており、それに伴い新たな制度や方策も整備されてきました。

各自治体の裁量や取り組み次第で「投票環境における制約から有権者に有効な投票機会を提供できていない側面があるのであれば、少なくともそのような制約についてはできるだけ解消し、改善し、有権者一人一人に着目した更なる投票機会の創出や利便性の向上に努めていく」ことが、かつてよりも容易な状況であると言えます。

今回の投票区再編計画では、現行 20 投票区を 10 投票区へ減ずることとなりますが、町内のすべての有権者にとって、相対的に投票の機会が向上するような制度設計を試みています。他方で、改善計画では、再編計画の補てんのみならず、更なる改善を組み合わせることで、本町において、現状、導入しうる最善の計画となったと考えています。当然、本計画の導入は、本町の有権者の投票機会の確保、投票率の向上に資するものでなくてはなりませんから、有権者にとっての不利益や効果が薄い場合は、選挙執行の度にその評価や分析を行うことが必要であり、適宜見直しや変更を行っていかねばなりません。本計画は、選挙管理委員会が目指す目標の到達点ではなく、更なる改善のステップであり、過程です。選挙管理委員会では、今後も投票環境の向上に資する取り組みを継続していきます。

---

# 身延町

投票区再編計画(投票区の見直し)・  
改善計画(投票環境の向上に関する新たな方策)  
(案)

令和6年3月

身延町選挙管理委員会

---